

第 10 次豊山町高齢者福祉計画

第 9 次豊山町介護保険事業計画

(令和 6 年度～令和 8 年度)

令和 6 年 3 月

豊山町



## 目次

---

### 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の期間 .....	3
4. 計画の基本理念 .....	3
5. 計画策定の体制 .....	4

### 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1. 人口ピラミッド .....	5
2. 高齢者人口・高齢化率の推移 .....	6
3. 世帯状況 .....	8
4. 第1号被保険者*数の状況 .....	8
5. 要支援・要介護認定者数の推移 .....	9
6. サービス受給者数の推移 .....	11
7. 認知症高齢者数の推移 .....	11
8. 介護保険サービスの利用状況 .....	12
9. 前計画の実施状況 .....	19
10. 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査結果概要 .....	31
11. 在宅介護実態調査結果概要 .....	38
12. 調査等から見えてくる課題 .....	46

### 第3章 基本理念と計画体系

1. 計画の基本理念と基本目標 .....	48
2. 施策の体系 .....	49

### 第4章 今後の取組と目標

基本目標1 健康でいきいきと活動できる地域づくり .....	50
1. 健康づくりの推進 .....	50
2. 介護予防・自立支援・重度化防止の推進 .....	51
3. 生きがいと社会参加の推進 .....	53
基本目標2 安定した介護保険事業の運営 .....	54
1. 介護保険制度の適正かつ円滑な運営 .....	54
2. 介護二ーズ等を見据えたサービスの基盤整備 .....	55
3. 業務の効率化及び質の向上 .....	57
基本目標3 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり .....	58
1. 在宅高齢者支援の推進 .....	58
2. 包括的な相談支援の推進 .....	60
3. 認知症施策の推進 .....	61
4. 在宅医療・介護連携の推進 .....	63
5. 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進 .....	64
6. 地域での支え合い・見守り体制の充実 .....	65
7. 安心して暮らせる環境づくり .....	66

第5章 人口等の推計と介護サービスの計画量	
1. 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計 .....	69
2. 介護保険給付費対象サービスの見込み .....	70
3. 第9期保険料の算定 .....	74
第6章 計画の進行管理	
1. 計画の推進と進行管理.....	79
2. 庁内の連携 .....	79
3. 地域住民、関連団体、事業者等との連携 .....	79
資料編	
1. 豊山町高齢者保健福祉審議会条例 .....	80
2. 豊山町高齢者保健福祉審議会委員名簿 .....	81
3. 諮問書 .....	82
4. 答申書 .....	82
5. 用語集 .....	83

〔本文中の（\*）について〕

本文中、（\*）がついている文言は、用語集（P83～）において文言の説明を行っています。ご参照ください。

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

令和5年版高齢社会白書によると、我が国の65歳以上人口は令和4年10月1日現在、3,624万人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%となっています。

目前に迫っている2025年には、我が国ではいわゆる「団塊の世代\*」が75歳以上の後期高齢者\*となります。そして高齢者の5人に1人が認知症\*となり、その数は700万人に達すると言われていています。さらに、その先の2040年にはいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、急速な高齢化の進展に加えて、労働人口（担い手）が大幅に減少することが予想されており、介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大していくことや、介護の担い手不足の更なる深刻化が予想されています。

このような状況が予測される中で、高齢者の役割は大きく変化しています。

地域における介護や福祉の提供を維持していくためには、これまで「支援される対象」であった高齢者が、自ら「支援の担い手」になることが求められており、高齢者一人一人の健康の維持増進・社会参加や介護予防\*の推進がより重要となります。

そのような状況を踏まえた「新しい社会システムづくり」と「新しい生き方づくり」を両輪で進めていくことが、わが国の今後の課題であり、2040年までの長期的な視点を踏まえて「地域包括ケアシステム\*」を深化・推進していくことが求められています。

本町では、令和3年3月に「第9次豊山町高齢者福祉計画・第8次豊山町介護保険事業計画」（以下、前計画という。）を策定し、「人・暮らし」がキラリと輝くまちづくり ～助け合い 支え合う 健康であたたかなまち～の実現を目指し、各施策を推進してきました。

また、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、国からは、第9期介護保険事業計画\*の策定に向けて引き続き2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保する検討を進めていくことが示されました。

このような背景の中、本町では、これまでの取り組みを検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、高齢者保健福祉を総合的、計画的に推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第10次豊山町高齢者福祉計画・第9次豊山町介護保険事業計画」（以下、本計画という。）を策定します。

本計画の策定にあたっては、国の介護保険事業計画に向けた基本指針等を踏まえるとともに、「豊山町第5次総合計画」や「第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめとする町の各種計画との整合性を図ります。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 計画の位置づけ

高齢者福祉計画\*は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、高齢者の健康と福祉の増進を図るための計画です。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づく要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

高齢者福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。そのため、本計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定します。

図表 1 計画の位置づけ

計画名称	根拠法	主な対象者	計画の性格
豊山町 高齢者福祉計画	老人福祉法 第 20 条の 8	・すべての高齢者	保健福祉事業全般に関する計画
豊山町 介護保険事業計画	介護保険法 第 117 条	・要介護高齢者 ・要支援高齢者 ・要介護・要支援となる リスクの高い高齢者	介護サービス等の基盤 整備を計画的に進める ための実施計画

両計画の見直しにあたっては、国の定める策定指針を踏まえ、「第 9 期愛知県高齢者福祉保健医療計画」との整合を図るとともに、本町における最上位計画である「豊山町第 5 次総合計画」や福祉分野の上位計画である「豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、その他「豊山町障害者福祉計画」などの町の各種関連計画との整合を図ります。



## (2) SDGs について

SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略で、「誰一人取り残さない」というコンセプトを分野別の目標としてまとめた「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標です。

本町は、第5次総合計画でSDGsの理念に沿い基本施策を推進し、「豊山町のめざす姿」の実現を目指します。SDGsは17の目標を掲げており、高齢者福祉は以下の3つが基本施策と関連のある「SDGsのゴール」を示しています。

図表2 高齢者福祉におけるSDGsの目標

目標	説明	自治体行政の役割
3	保健	すべての人に健康と福祉を
8	経済成長と雇用	働きがいも経済成長も
10	不平等	人や国の不平等をなくそう

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、2040年までの長期的な動向を踏まえつつ策定します。

## 4. 計画の基本理念

介護保険は、本人が尊厳を保持し、自立して日常生活を営むことができるよう支援する制度です。本計画は第9次豊山町高齢者福祉計画・第8次介護保険事業計画で掲げた基本理念を継承し、以下を基本理念とします。この基本理念は、町民一人ひとりができるだけ長く健康で、自らの能力を発揮し、活動的な毎日を送れるように、お互いに支え合い、結び合う協働による共生社会を目指すためのものです。認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた自宅や地域で必要なケアを受けながら、価値観や生き方が尊重される自分らしい、心豊かな人生を送ることができるよう、共に支え合い、心が通い合う地域づくりを目指します。

「人」・「暮らし」がキラリと輝くまちづくり

～ 助け合い 支え合う 健康であたたかなまち ～

## 5. 計画策定の体制

### (1) 豊山町高齢者保健福祉審議会による協議

本計画の策定にあたり、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、町民の代表で構成される「豊山町高齢者保健福祉審議会」において、計画の進捗状況等について確認する他、介護サービス需要の見通しと供給量の確保のための方策及び介護保険料等の検討を行い、計画の見直しについて協議しました。

### (2) 各種調査の実施

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方の検討にあたって、本町の課題や町民のニーズを把握する必要があります。

そのため、本町に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスの利用状況等を把握し今後の高齢者福祉施策の推進に係る基礎資料とするため、令和4年度、「豊山町 介護予防と暮らしのニーズ調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

図表 3 調査の概要

調査名称	調査対象
豊山町 介護予防と暮らしのニーズ調査	豊山町在住の要介護認定*を受けていない高齢者 ※要支援認定*者を含む
在宅介護実態調査	在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている高齢者

### (3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたって広く町民からの意見を募るため、計画素案を公表し、町民からの意見募集を行う「パブリックコメント」を実施しました。

### (4) 日常生活圏域\*の設定

日常生活圏域とは、町民が日常生活をしている地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付\*等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を勘案し、地域包括ケアシステムの区域を念頭に置いて市町村の中で設定する圏域をいいます。本町では、町全体を1つの日常生活圏域として設定し、事業を展開してきましたが、今後も同様に町全体を1つの日常生活圏域として設定します。

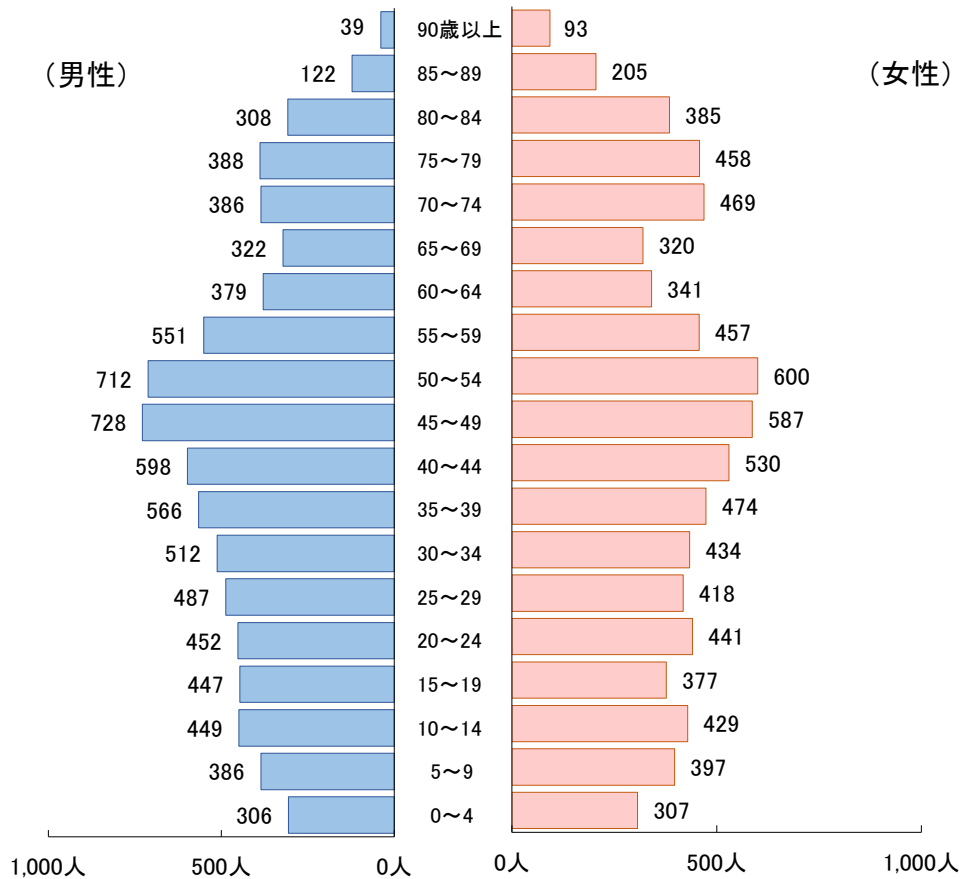


## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

### 1. 人口ピラミッド

本町の令和5年10月1日現在の人口は、男性8,138人、女性7,722人で、計15,860人となっています。人口ピラミッドは花瓶型となっており、少子化と高齢化が進行していることが分かります。また、男女ともに50～54歳で人口が多くなっており、70～74歳がいわゆる「団塊の世代」、50～54歳がいわゆる「団塊ジュニア世代」です。2025年（令和7年）には「団塊の世代」全てが75歳以上の後期高齢者になり、2040年（令和22年）には「団塊ジュニア世代」が65歳以上になります。

図表4 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（2023年10月1日現在）

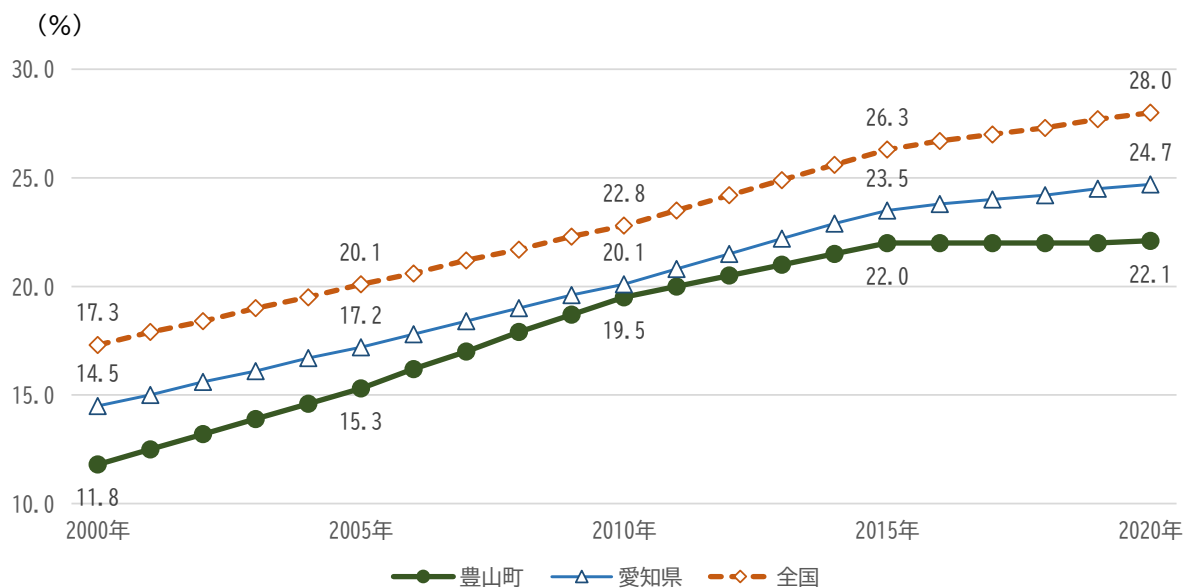
## 2. 高齢者人口・高齢化率の推移

### (1) 国・県との比較

本町の高齢者人口について、2000年（平成12年）以降2015年まで年々高齢化率は上昇し、以降は横ばい傾向にあり、2020年（令和2年）には22.1%となっています。全国、県と比較すると全国・県よりは低い水準にあります。

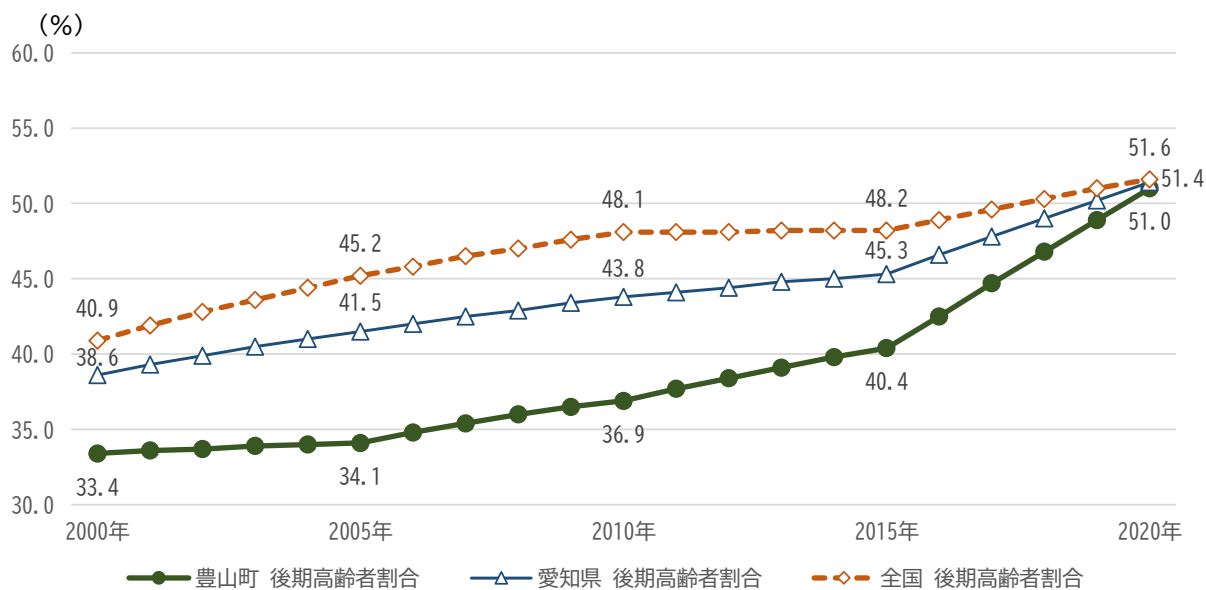
また、後期高齢者の割合でみると、本町の後期高齢化率は2015年（平成27年）以降急激に増加し、国、県と同程度の水準となっています。

図表5 国・県との高齢化率の推移の比較



資料：総務省「国勢調査」

図表6 国・県との後期高齢化率の推移の比較



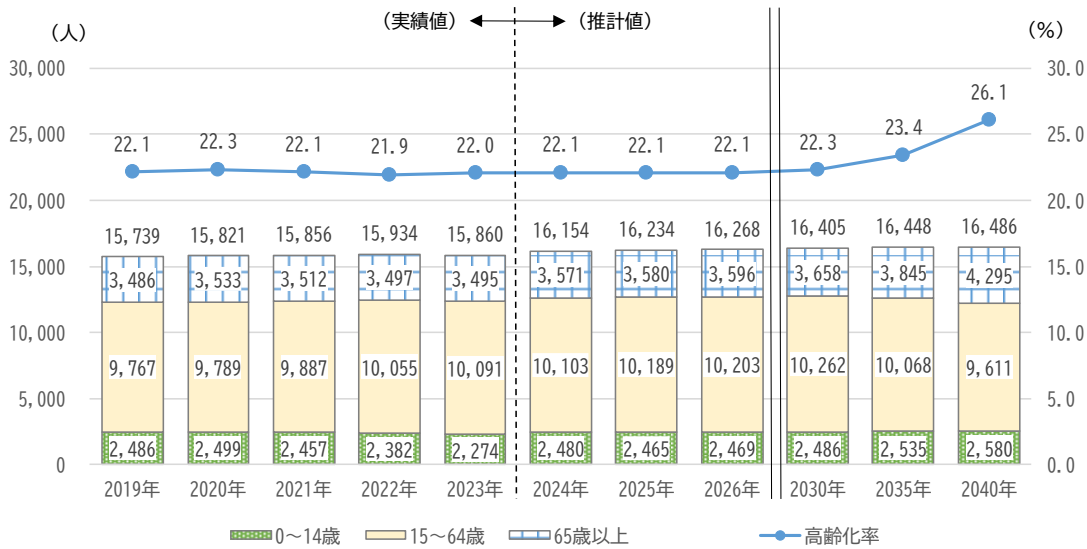
資料：総務省「国勢調査」

(2) 高齢者の人口と高齢化率の推移と推計

本町の人口について、増加傾向で推移しており、2023年（令和5年）では15,860人となっています。計画期間中の推移をみると、増加傾向で推移し、本計画の最終年である2026年（令和8年）では、16,268人と推計されます。

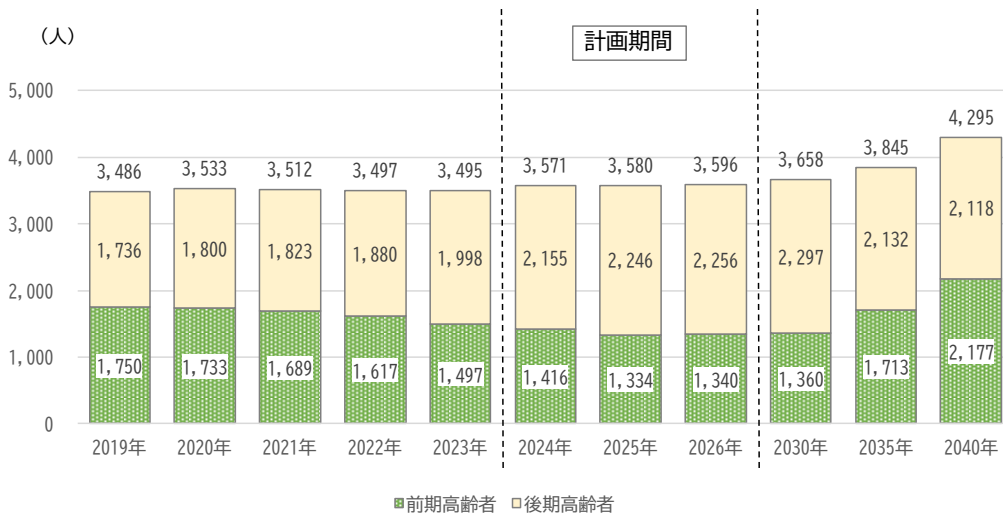
また後期高齢者の人口については、2019年（令和元年）以降増加傾向で推移しており、2023年（令和5年）では1,998人となっています。計画期間中の推移をみると、横ばい傾向で推移し、本計画の最終年である2026年（令和8年）では、2,256人と推計されます。

図表7 豊山町の人口の推移と推計



資料：住民基本台帳（2019年から2023年各年10月1日）  
豊山町総合計画（2024年度以降推計値）

図表8 豊山町の高齢者人口の推移と推計

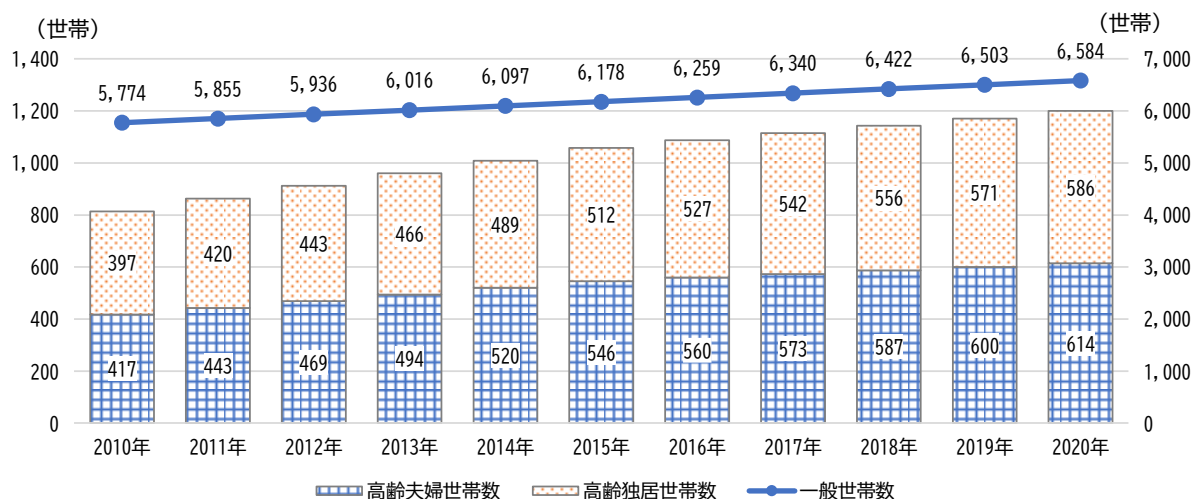


資料：住民基本台帳（2019年から2023年各年10月1日）  
豊山町総合計画（2024年度以降推計値）

### 3. 世帯状況

本町のひとり暮らし高齢世帯数、夫婦のみの高齢者世帯数はともに増加傾向にあります。2020年（令和2年）時点のひとり暮らし高齢世帯数は586世帯、夫婦のみの高齢者世帯数は614世帯となっています。

図表 9 世帯状況の推移

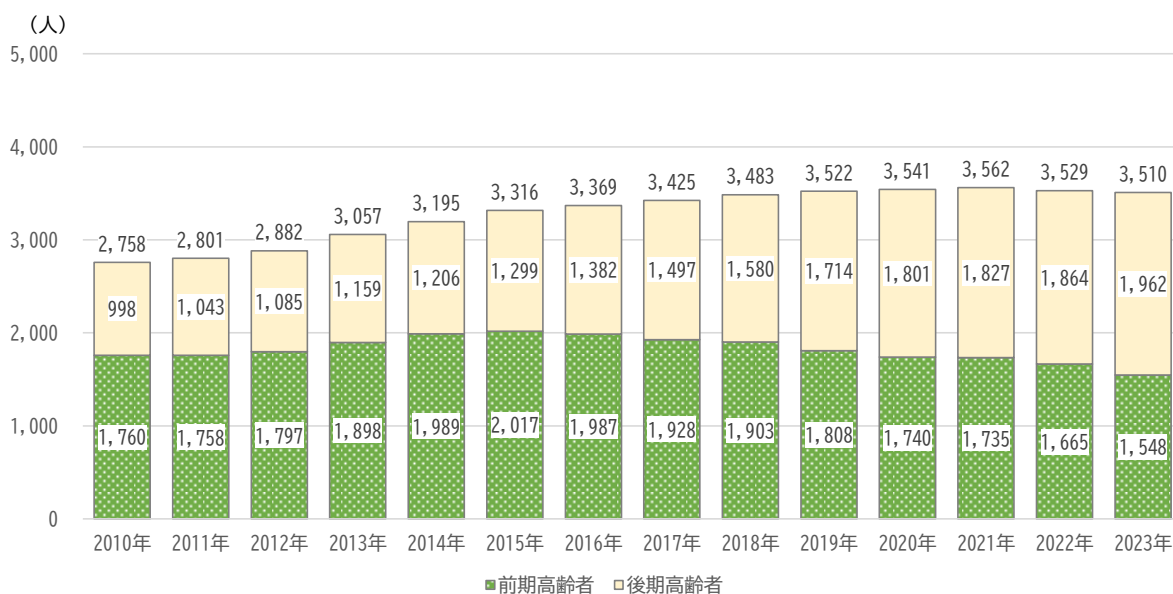


資料：「国勢調査」

### 4. 第1号被保険者\*数の状況

本町の被保険者数は2010年（平成22年）から2021年（令和3年）までは増加傾向にあったものの2021年（令和3年）以降やや減少傾向にあり、2023年（令和5年）には3,510人となっています。

図表 10 第1号被保険者数の推移



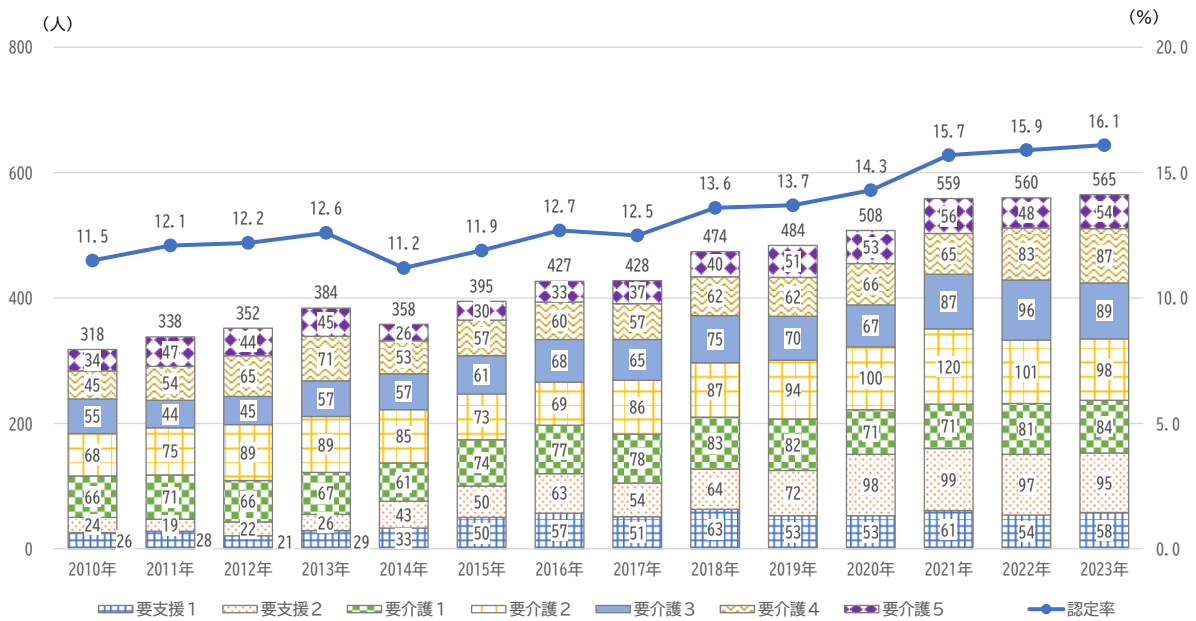
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報  
（2022年、2023年のみ「介護保険事業状況報告」月報）

## 5. 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数について、2010年（平成22年）以降増加傾向にあり、2023年（令和5年）では565人となっています。認定率については2021年（令和3年）以降ほぼ横ばい傾向にあり、2023年（令和5年）では16.1%となっています。

また要支援・要介護認定者数を要介護度別でみると、2010年（平成22年）から2023年（令和5年）にかけて最も増加しているのは「要支援2」であり、71人増加しています。

図表 11 要支援・要介護認定者数の推移

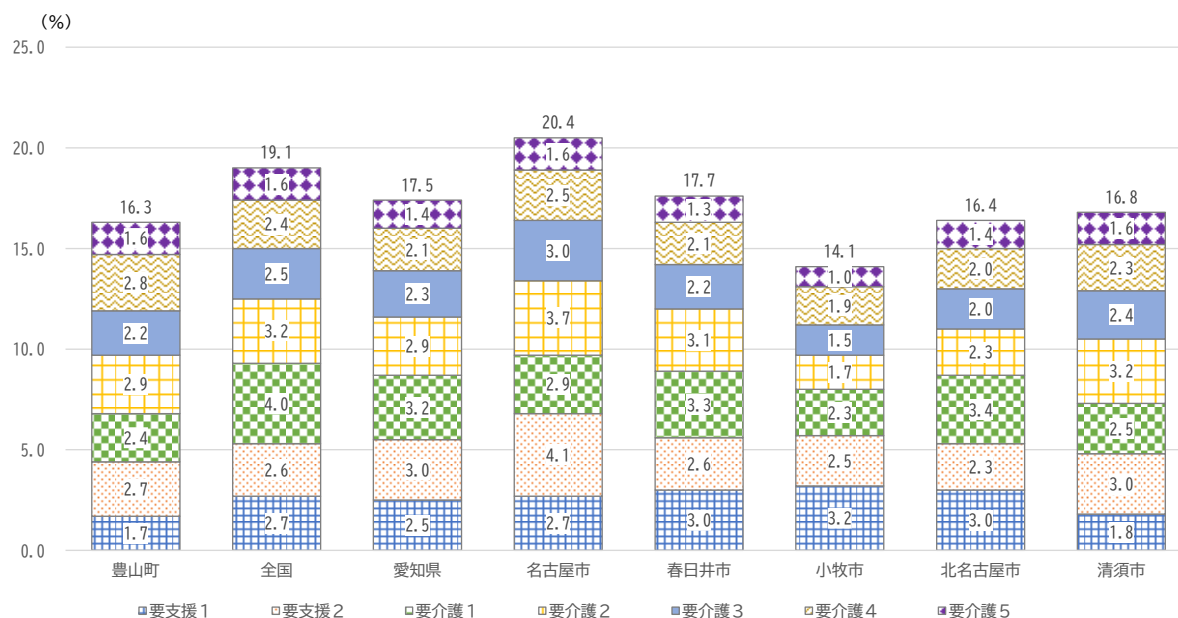


（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報  
（2022年、2023年のみ「介護保険事業状況報告」月報）

## (1) 近隣市町村との比較 (認定率)

本町の要支援・要介護認定率について、県内の近隣市町と比べると、小牧市の次に低くなっています。

図表 12 他市町との要支援・要介護認定者数の比較

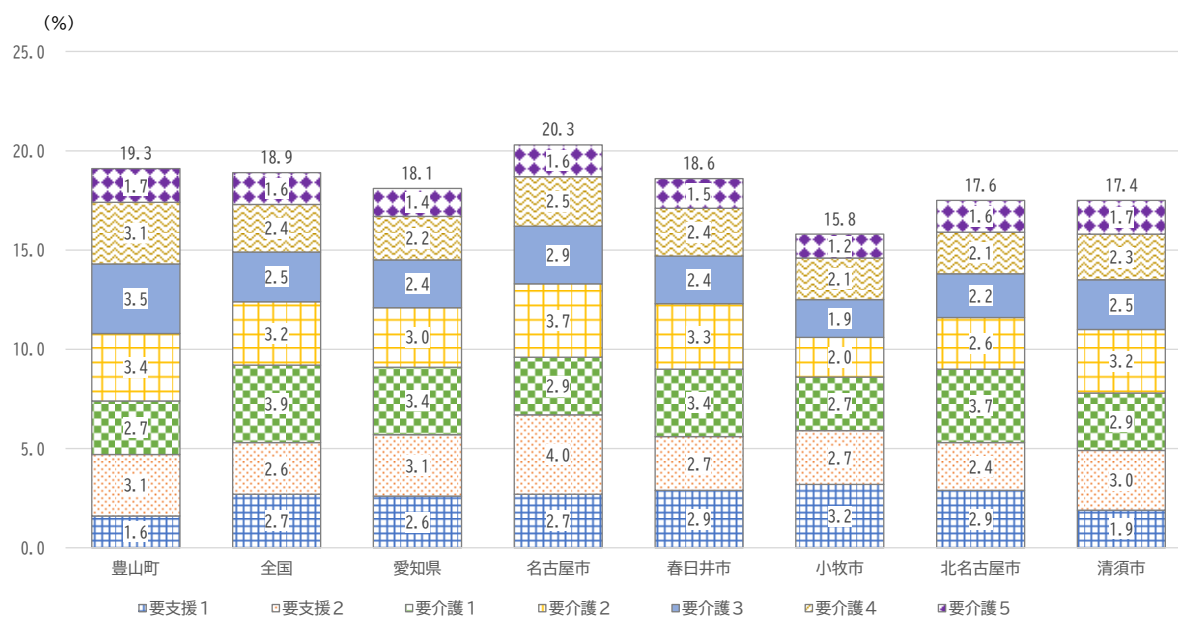


(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

## (2) 近隣市町村との比較 (調整済み認定率\*)

本町の調整済み認定率について、県内の近隣市町と比べると、やや高くなっています。

図表 13 他市町との調整済み認定率の比較

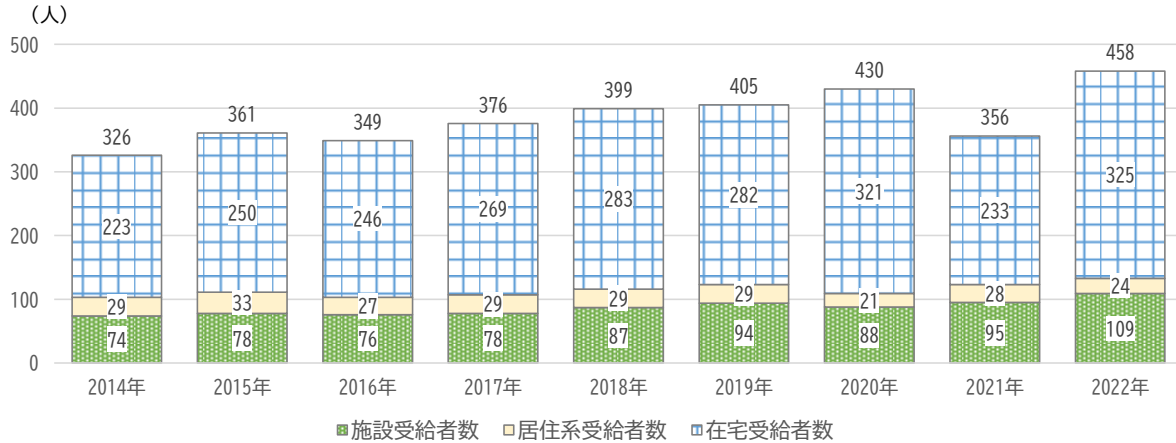


(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

## 6. サービス受給者数の推移

本町のサービス受給者は、2021年（令和3年）を除いて増加傾向にあり、2022年（令和4年）では458人となっており、2014年（平成24年）から132人の増加となっています。

図表 14 サービス受給者数の推移

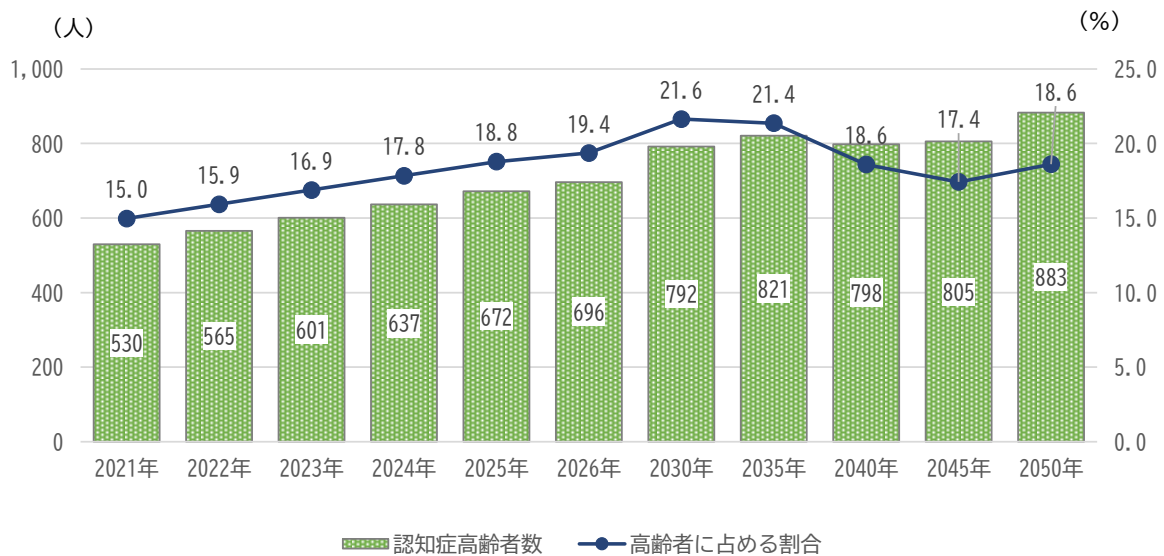


（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

## 7. 認知症高齢者数の推移

本町の認知症高齢者は増加傾向にあり、本計画最終年度の2026年（令和8年）には696人になると見込まれています。

図表 15 認知症高齢者数の推移



資料：豊山町総合計画より  
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」により推計

## 8. 介護保険サービスの利用状況

### (1) 居宅サービス\*

#### (1) 訪問系サービス

種別	内容	区分		令和3年度	令和4年度
訪問介護	ホームヘルパーが利用者の家庭を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事など日常生活上の世話をを行います。	介護	給付費(千円)	79,609	81,165
			回数	2,328.7	2473.4
			人数	67	63
訪問入浴介護	自宅を訪問し、簡易浴槽を家庭に持ち込み、入浴の介護を行います。	予防	給付費(千円)	0	0
			回数	0.0	0.0
			人数	0	0
		介護	給付費(千円)	4,249	4,908
			回数	28.9	33.8
			人数	5	7
訪問看護	訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。	予防	給付費(千円)	1,961	1,935
			回数	51.3	48.2
			人数	6	5
		介護	給付費(千円)	23,202	28,797
			回数	438.1	554.8
			人数	33	41
訪問リハビリテーション	理学療法士*・作業療法士*が自宅を訪問し、理学療法・作業療法などの必要なリハビリテーションを行います。	予防	給付費(千円)	0	202
			回数	0.0	7.0
			人数	0	1
		介護	給付費(千円)	100	295
			回数	1.7	8.6
			人数	0	1

注1) 令和3(2021)年度・令和4(2022)年度：実績値

注2) 給付費：年総額、回数及び人数：月平均値



## (2) 通所系サービス

種別	内容	区分		令和3年度	令和4年度
通所介護	事業所で入浴や食事などの日常生活上の世話、相談・助言や機能訓練などを行います。	介護	給付費(千円)	140,590	128,755
			回数	1,415.8	1,309
			人数	115	107
通所 リハビリ テーション	老人保健施設や病院・診療所などで、心身機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。	予防	給付費(千円)	3,336	6,062
			人数	9	14
		介護	給付費(千円)	22,900	20,902
			回数	226.6	196.7
			人数	25	20

注1) 令和3(2021)年度・令和4(2022)年度：実績値

注2) 給付費：年総額、回数及び人数：月平均値

## (3) 短期入所系

種別	内容	区分		令和3年度	令和4年度
短期入所 生活介護	特別養護老人ホームなどに短期間入所し、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。	予防	給付費(千円)	792	187
			日数	8.8	2.8
			人数	1	0
		介護	給付費(千円)	54,126	33,461
			日数	518.3	318.5
			人数	33	25
短期入所 療養介護	介護老人保健施設(用語集参照)や介護療養型医療施設に短期間入所し、看護・医学的管理下の介護や機能訓練など、必要な医療や日常生活の世話を行います。	予防	給付費(千円)	0	0
			日数	0.0	0.0
			人数	0	0
		介護	給付費(千円)	0	514
			日数	0.0	3.5
			人数	0	0

注1) 令和3(2021)年度・令和4(2022)年度：実績値

注2) 給付費：年総額、日数及び人数：月平均値

(4) 居宅での暮らしを支えるサービス

種別	内容	区分		令和3年度	令和4年度
居宅療養管理指導	病院、診療所、薬局の医師、歯科医師や薬剤師などが自宅を訪問し、心身状況や環境などを把握の上、療養上の管理や指導を行います。	予防	給付費(千円)	463	886
			人数	3	4
		介護	給付費(千円)	14,654	16,097
			人数	73	80
居宅介護支援(ケアマネジメント)	介護支援専門員*が心身の状況、置かれている環境や意向などを勘案して、居宅サービス計画を作成し、事業者との連絡調整などを行います。また、介護保険施設などへの入所希望がある場合には、施設に対して必要な情報提供を行います。	予防	給付費(千円)	4,141	4,340
			人数	74	76
		介護	給付費(千円)	48,741	48,015
			人数	240	239
福祉用具貸与	福祉用具が必要な場合、貸出に要する費用の7割から9割を支給します。	予防	給付費(千円)	4,630	5,506
			人数	62	65
		介護	給付費(千円)	26,644	26,800
			人数	156	164
特定福祉用具購入費	排泄や入浴など、貸与が適当でない福祉用具を購入した費用の7割から9割を支給します。	予防	給付費(千円)	217	176
			人数	1	1
		介護	給付費(千円)	850	856
			人数	2	3
住宅改修の補助	手すりの取付けや段差解消など、小規模な住宅改修に要する費用の7割から9割を支給します。	予防	給付費(千円)	1,017	1,428
			人数	2	1
		介護	給付費(千円)	2,974	1,235
			人数	1	1

注1) 令和3(2021)年度・令和4(2022)年度：実績値

注2) 給付費：年総額、日数及び人数：月平均値

## (2) 居住系サービス

種別	内容	区分		令和3年度	令和4年度
特定施設 入居者 生活介護	有料老人ホームやケアハウス(用語集参照)などで、入浴・排せつ・食事などの介護、生活などに関する相談・助言、機能訓練や療養上の世話をを行います。	予防	給付費(千円)	600	1,678
			人数	1	2
		介護	給付費(千円)	45,544	35,287
			人数	20	15

注1) 令和3(2021)年度・令和4(2022)年度：実績値

注2) 給付費：年総額、日数及び人数：月平均値

(3) 地域密着型サービス\*

種 別	内 容	区 分		令和3年度	令和4年度
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話をを行います。	介護	給付費(千円)	788	383
			人数	1	0
認知症対応型 共同生活介護	町内に在住で認知症の状態にある要介護・要支援者に対して、共同生活を営むべき住居で、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。	予防	給付費(千円)	0	0
			人数	0	0
		介護	給付費(千円)	30,727	30,079
			人数	9	8
小規模 多機能型 居宅介護	在宅での生活を継続できるように、「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊り」を組み合わせサービスを提供します。	予防	給付費(千円)	0	0
			人数	0	0
		介護	給付費(千円)	0	0
			人数	0	0
地域密着型 通所介護	町内に在住の要介護・要支援者に対して、事業所で入浴や食事などの日常生活上の世話・相談・助言や機能訓練を行います。	予防	給付費(千円)	0	0
			回数	0.0	0.0
			人数	0	0
		介護	給付費(千円)	51,253	49,982
			回数	521.4	483.8
			人数	39	37

注1) 令和3(2021)年度・令和4(2022)年度：実績値

注2) 給付費：年総額、日数及び人数：月平均値

## (4) 施設サービス

## (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

種別	内容	区分		令和3年度	令和4年度
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事など生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行います。	介護	給付費(千円)	192,014	230,570
			人数	61	74

注1) 令和3(2021)年度・令和4(2022)年度：実績値

注2) 給付費：年総額、日数及び人数：月平均値

## (2) 介護老人保健施設

種別	内容	区分		令和3年度	令和4年度
介護老人保健施設	看護、医学的管理下での介護や機能訓練など、必要な医療や日常生活上の世話を行います。	介護	給付費(千円)	87,804	100,611
			人数	26	29

注1) 令和3(2021)年度・令和4(2022)年度：実績値

注2) 給付費：年総額、日数及び人数：月平均値

(3) 介護療養型医療施設

種 別	内 容	区 分		令和3年度	令和4年度
介護療養型 医療施設	療養病床などを整備している病院又は診療所で、当該療養病床などに入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話や機能訓練、その他必要な医療を行います。平成29年(2017)年度末で廃止となり、令和6(2024)年度末まで移行期間が設定されています。	介護	給付費(千円)	0	0
			人数	0	0

注1) 令和3(2021)年度・令和4(2022)年度：実績値

注2) 給付費：年総額、日数及び人数：月平均値

(4) 介護医療院

種 別	内 容	区 分		令和3年度	令和4年度
介護医療院	介護医療院は、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取り*やターミナルケア*」(用語集参照)等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備える施設です。	介護	給付費(千円)	23,689	26,471
			人数	6	6

注1) 令和3(2021)年度・令和4(2022)年度：実績値

注2) 給付費：年総額、日数及び人数：月平均値

## 9. 前計画の実施状況

### 1. 介護予防と生きがいつくりの推進

#### (1)地域包括ケアの推進

地域包括ケアの実現に向けた中核的な機関として地域包括支援センター\*は、地域の高齢者の総合相談、権利擁護\*や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進については、他部署と連携しながら包括的に支援を行いました。地域包括支援センターに求められる役割は今後も多くなっていくと考えられ、地域包括支援センターの周知及び機能強化を図りました。また、地域住民による互助の推進や多様な職種や機関との連携・協働を進め、高齢者や家族が安心して生活を営むことができる体制を強化しました。

#### (2)介護予防・自立支援\*・重症化防止の推進

介護予防、生活支援、見守り等について、必要な支援につなげるため、支援が必要な高齢者を把握するためフレイルチェックアンケートを行いました。また、講演会やケーブルテレビを活用した介護予防に関する情報提供を通して介護予防の効果及び方法等を普及しました。さらに、令和2(2020)年度より開始した「重症化予防訪問事業」による運動・栄養指導等の助言を継続し自立支援・重症化防止を図りました。

#### (3)生活支援・介護サービスの基盤整備の推進

要支援認定者及び事業対象者に対して自立支援を目的として訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスを提供しました。また、高齢者の多様な生活支援ニーズに対し、生活支援コーディネーター\*を配置し、協議体\*を開催し、地域資源の把握を行いました。

#### (4)生きがいつくりの推進

気軽に通える高齢者の交流の場所の増加を目的に、町民の主体的な運営によるサロン活動を支援するとともに、年齢層や性別を考慮した内容の介護予防教室を実施し、地域の支え合い体制及び高齢者の社会参加を推進しました。また、長寿祝金事業で高齢者の長寿を祝うことで、高齢者の生きがいつくりの推進に努めるとともに、前期高齢者\*が介護予防や地域交流に取り組むことができる環境づくりを図り、高齢者が地域の健康・交流を支える体制の構築を推進しました。

#### (5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

保険課、福祉課、保健センターが連携をし、75歳以上の高齢者に対する保健事業を地域支援事業\*と一体的な実施に取り組みました。

## (6)地域共生社会\*の実現

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、また、生活困窮や 8050 問題といった複合的な問題に対応できるよう、関係機関との連携を図り高齢者とその家族に対して包括的な相談体制の整備を推進しました。

## (7)認知症高齢者やその家族への支援の充実

「認知症初期集中支援チーム\*」を普及することで認知症の早期発見、早期対応に向けた体制を構築しました。また、認知症サポーター\*養成講座等によって認知症に対する理解を広めることで、認知症の方やその家族が住みやすいまちづくりを推進しました。

## (8)在宅医療・介護連携の推進

医療・介護の関係機関（医療機関、薬局、訪問看護事業所、介護サービス事業所等）が連携するため、地区医師会、在宅医療サポートセンター、地域包括ケアシステム推進協議会や豊山町ケアマネ会等とともに、医療と介護の連携体制の構築や、情報共有システムの活用に取り組みました。また、緊急時等に、迅速で適切な対応を行うため、医療情報や連絡先等の情報を保管する救急医療情報キットの普及や、町民一人ひとりが送りたい生活を実現するための手段を決めることができるよう、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)\*や在宅医療サービス等の情報の普及を実施しました。

## (9)高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

高齢者虐待の防止・早期発見のため、地域の関係機関と連携した虐待防止ネットワーク体制を構築しました。また、高齢者の権利擁護の推進のため、成年後見制度\*の利用促進の中核を担う、成年後見センターを設置し、講演会や研修会を実施しました。

## (10)地域ケア会議\*の推進

高齢者の自立支援、地域課題の把握を目的に、医療、介護等の多職種が協働して個別課題の解決を図るとともに、地域課題の把握、地域づくりの資源開発、多様な職種や機関と連携協働によるネットワークの構築を行うことを通じて、地域包括ケアシステムの推進を図りました。



## 2. 町民ニーズに合った介護福祉事業の推進

### (1)介護保険制度の適正かつ円滑な運営

介護給付の適正化について、認定調査の適正化、ケアプラン\*の点検、住宅改修等の点検、福祉用具購入調査、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の送付を行いました。また、地域密着型介護サービス事業所には、今後予測されている南海トラフ地震などの非常災害に備えた防災計画の作成、防災訓練の実地などを促すなど、町民が安心して介護サービスを受けることができるよう、介護サービス事業所との連携に努めました。

### (2)安心して地域で暮らし続けるための住環境づくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、特別養護老人ホームや特定施設入居者生活介護(有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅)を含む介護基盤整備を推進しました。また、高齢者見守り協定により新聞販売・郵便局・電気・ガス・水道などの事業者と連携し、地域ぐるみで重層的な見守り体制を推進しました。

### (3)介護ニーズ等を見据えたサービスの基盤整備

自立支援・重度化防止に向けた課題分析や目標の評価のため、町民ニーズ把握事業、居宅サービスに関する満足度調査、保健・医療・介護データの一体的分析事業を行いました。

### (4)業務の効率化及び質の向上

介護事業所の指定等に関連する文書について、文書負担軽減のため、押印廃止等の見直しによる簡素化を実施しました。介護事業所の実施指導については、概ね実施1月前までに連絡を行い、当日の流れも示すことにより、円滑に指導を行いました。

### 3. 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備

#### (1)在宅福祉サービスの推進

在宅生活を継続する上で様々な課題を抱える高齢者及びその家族等の自立した生活の継続を支援するため、引き続き本町独自のサービスとして、ホームヘルプサービス、配食サービス、緊急通報福祉電話などの貸与、日常生活用具の貸与、寝具洗濯乾燥委託の補助、高齢者タクシー利用の助成、移送サービスの助成、住宅改修の補助、リフォームヘルパーの派遣、軽度生活支援の助成、家族介護用品購入の助成を提供しました。

#### (2)高齢者社会参画の推進

高齢者の社会参画の推進のため、老人クラブやその連合体である老人クラブ連合会、シルバー人材センター\*へ活動費等の支援を行い、高齢者が知識や経験を生かしながら、住み慣れた地域の中で活動的な毎日を送る体制を整備しました。

## 4. 前計画の施策の実績

## 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行いました。

		実績	
		令和3年度	令和4年度
地域包括支援センター 運営協議会	開催回数（回）	2	2

## 介護予防把握事業

生活機能低下や閉じこもりなど支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげることを目的に、75歳以上の高齢者に生活機能を評価するアンケートを実施し、必要な方には訪問支援を行いました。

		実績	
		令和3年度	令和4年度
フレイルチェックアンケート	返信率（%）	64.9	55.6

## 介護予防普及啓発事業

介護予防の普及啓発に資する基本的な知識を普及するために講演会や相談会、介護予防教室等の開催をしました。

		実績	
		令和3年度	令和4年度
講演会	参加者数（人）	94	50

## 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職等が、高齢者の有する能力、改善の可能性を評価し、機能改善、介護予防などの支援を行いました。

		実績	
		令和3年度	令和4年度
重症化予防訪問事業	延利用者数（人）	6	4
運動指導士派遣事業	新規実施（箇所）	0	0

## 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方、基本チェックリスト\*に該当し事業対象者となった方に訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスを提供しました。

			実績	
			令和3年度	令和4年度
訪問型サービス	訪問介護	利用延回数	1,871	1,794
	かっぱうぎサービス	利用延回数	0	0
通所型サービス	通所介護	利用延回数	2,940	2,744
	短期集中予防サービス(さんさん会)	利用延回数(回)	433	376
	元気はつらつサロン	利用延回数	699	964
生活支援サービス	ほっと安心宅配サービス	利用延人数(人)	241	218
介護予防ケアマネジメント		計画作成延人数	491	411

## 生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で長く暮らすことができるよう、地域資源や高齢者ニーズを町民や関係団体と協議する会議(協議体)を開催しました。また、生活支援コーディネーターを配置しました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
協議体の開催回数(回)	3	1

## 地域介護予防活動支援事業

個人及び地域の介護予防活動の地域展開のため、介護予防に資する住民主体の通いの場、社会参加を通じた介護予防に資するボランティア活動にポイント付与を行いました。

		実績	
		令和3年度	令和4年度
介護予防教室(※)及び老人クラブ支援、高齢者の健康体操グループ支援、サロン開催支援	延開催回数(回)	95	132
	延参加者数(人)	1,387	1,749
住民主体サロン活動支援事業	団体数(団体)	13	13
	参加者数	2,368	2,852
介護支援ボランティアポイント事業	登録者数(人)	20	27

### ※介護予防教室

- ①音楽クラブ ②元気教室 ③折り紙会 ④男性の簡単料理教室 ⑤ロコモ予防教室  
⑥健康ほっとサロンひまわり ⑦まちかど健康長寿教室 ⑧ヨガ&エアロビ教室(令和3年度のみ) ⑨トランポリン教室(令和4年度のみ)

### 健康長寿推進事業

前期高齢者を対象に医師等による講義、運動教室、ICT 講座など健康長寿に関する複合的な介護予防プログラムを提供しました。参加者は町から介護予防インストラクターの認定を受け、大学で学んだ情報の普及、運動講座の補助等の活動を実施しました。

		実績	
		令和3年度	令和4年度
健康長寿大学	卒業者数（人）	17	32

### 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、総合相談窓口として、高齢者やその家族に対して様々な相談に対応しました。

		実績	
		令和3年度	令和4年度
	相談件数（件）	163	189
	民生委員*定例会出席（回）	12	12

### 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しました。

		実績	
		令和3年度	令和4年度
認知症初期集中支援事業	支援者数（人）	6	6
認知症推進員配置	配置数（人）	3	2

### 家族介護支援事業

要介護認定者等を介護する介護者の仲間づくり、交流会、認知症による徘徊時の捜索支援を実施しました。また、認知症の人やその家族が住みやすいまちづくりのため、認知症サポーター養成講座を開催しました。

		実績	
		令和3年度	令和4年度
オレンジカフェ（認知症）	開催回数（回）	0	0
認知症サポーター養成講座	受講者数（人）	161	83
徘徊高齢家族支援事業（GPS 貸与）	利用者数（人）	4	1
おかえりネット	新規登録者数（人）	1	6
成年後見制度等利用支援	利用件数（人）	0	0
認知症高齢者等損害補償事業	加入者数（人）	10	11
わんわんパトロール隊	新規登録者（人）	0	2

## 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との連携を推進しました。

		実績	
		令和3年度	令和4年度
住民向け講演会	開催回数（回）	0	1
多職種連携研修会	開催回数（回）	2	2
地域包括ケアシステム 推進協議会	開催回数（回）	2	2

## 権利擁護支援事業

町民や介護支援専門員、事業所職員などに対して、高齢者の権利擁護のための普及啓発を実施しました。また、高齢者虐待の防止、早期発見に努め、虐待発生時には高齢者虐待対応会議を開催し、虐待ケースの把握や対応を行いました。

		実績	
		令和3年度	令和4年度
権利擁護に関する研修会	開催回数（回）	0	0
高齢者虐待対応会議	開催回数（回）	3	6
高齢者虐待対応ネットワーク会議	開催回数（回）	2	2

## 地域ケア会議推進事業

高齢者の自立支援、地域課題の把握を目的に、医療、介護等の多職種が協働して個別課題の解決を図るとともに、地域課題の把握、資源開発、支援ネットワークの構築を行うことを通じて地域包括ケアシステムの推進を図りました。

		実績	
		令和3年度	令和4年度
地域ケア会議開催回数		2	6

### 介護給付費適正化事業

介護給付を必要とする方を適切に認定し、必要とするサービスを過不足なく適正に提供できるようにサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図りました。

事業名	内容	実績	
		令和3年度	令和4年度
要介護認定の適正化	認定調査票のすべてを町職員が調査結果の点検を行い、調査水準の均一化を図りました。	100%	100%
ケアプランの点検	住宅改修等の申請受付時や国保連合会介護給付費適正化システムの活用に基づきケアプラン(用語集参照)の点検を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図りました。	100%	100%
住宅改修の点検	住宅改修の施工前後に申請者宅を訪問し、利用者に適した改修内容であるかを確認する点検ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問を自粛しており、実施できておりません。	0%	0%
福祉用具購入(貸与)調査	福祉用具購入者や福祉用具購入(貸与)を受けている利用者宅に訪問し、適切な状況かを確認する調査ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問を自粛しており、実施できておりません。	0%	0%
縦覧点検・医療情報との突合	国保連合会介護給付費適正化システムを活用し、介護と医療情報との突合等により、不適切な給付の確認を行いました。	100%	100%
介護給付費通知	年に4回、3カ月分の介護報酬の請求状況などを通知することにより、適切なサービスの利用と不正請求の防止に努めました。	100%	100%

### ホームヘルプサービス

要介護・要支援認定を受けていない65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯など、必要と認められる方に対して、調理、洗濯や掃除など家事に関する援助を行いました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
延利用者数(人)	0	0

## 配食サービス

自分で食事の準備ができない方に対し、健康維持と安否確認を目的に弁当の配食に係る費用の一部を補助することで栄養バランスの取れた食事を安定的に提供しました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
年間利用者数（人）	64	49

## 緊急通報福祉電話などの貸与

ひとり暮らしの要介護・要支援者など、必要と認められる方に対して、緊急通報用の福祉電話器や火災報知機を貸与しました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
年度末利用者（人）	7	5

## 日常生活用具の貸与

ひとり暮らしの要介護・要支援者に対して、災害発生の防止や日常生活の便宜を図るため、ガス漏れ警報機や電磁調理器を貸与しました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
年度末利用者数（人）	1	1

## 寝具洗濯乾燥委託の補助

要介護・要支援者で、寝具類の衛生管理が困難な方に対して、敷布団や毛布などの洗浄、乾燥、消毒を業者に委託した際の費用の一部を補助しました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
延利用者数（人）	5	6

## 高齢者タクシー利用の助成

要介護・要支援者に対して、社会参加の促進や閉じこもり防止を図るため、通院や買い物に使用するタクシーの利用料金の一部を助成しました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
申請者数（人）	149	148



### 移送サービスの助成

要介護・要支援者に対して、リフト付き車両やストレッチャー装着ワゴン車などにより、自宅から介護保険施設などへの移送に要する費用の助成を行いました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
延利用者数（人）	5	3

### 住宅改修の補助

要介護・要支援者に対して、介護保険サービスにおける住宅改修の限度額を上回った費用の一部を補助しました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
延利用者数（人）	3	1

### リフォームヘルパーの派遣

住宅改修を行う高齢者に対して、建築士やホームヘルパーなどで編成されたリフォームヘルパーチームを派遣し、適切な改修をアドバイスしました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
延利用者数（人）	3	2

### 軽度生活支援の助成

要介護・要支援者に対して、介護保険サービスで提供できない散歩の付き添いや庭の手入れなど比較的軽度な生活援助を行い、日常生活における高齢者の負担を軽減しました。なお、同事業は、豊山町シルバー人材センターに委託しています。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
延利用者数（人）	4	4

### 家族介護用品購入の助成

要介護・要支援者の方を自宅で介護している介護者に対して、経済的な負担の軽減を図るため、介護用品（紙おむつ、尿取りパットなど）の購入費用を助成しました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
申請者数（人）	216	178

## 老人クラブ連合会・地域老人クラブ補助金

地域別に活動する老人クラブやその連合体である老人クラブ連合会に対して活動費の一部を補助しました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
連合会補助金（千円）	540	540
地域補助金（千円）	1,573	1,324

## シルバー人材センター補助金

高齢者が臨時的・短期的な就業又は軽易な業務を通じて、自らの生きがいの充実や就業機会の増大を図れるよう、豊山町シルバー人材センターに対して活動費の一部を補助しました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
補助金（千円）	7,489	7,489

## 広域的介護保険施設整備負担金事業

介護保険施設の整備に要した費用の一部を負担しました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
特別養護老人ホーム 「五条の里」借地料（千円）	417	418
特別養護老人ホーム 「かもだの里」用地費（千円）	7,393	7,393
特別養護老人ホーム 「かもだの里」建設費（千円）	15,492	15,492

## 高齢者見守り協定

高齢者などが住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、町民と接する機会の多い新聞販売・郵便局・電気・ガス・水道などの事業者と「豊山町高齢者など見守り活動協定」を締結し、地域ぐるみで重層的な見守り体制を推進しました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
締結事業所数	25	29

## 長寿祝金事業

多年にわたり社会の進展に寄与した高齢者の長寿を祝うとともに、感謝の意を表すために祝金を支給しました。

	実績	
	令和3年度	令和4年度
支給数（人）	236	198

## 10. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果概要

### 1. 調査の目的

本調査は、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第10次豊山町高齢者福祉計画・第9次豊山町介護保険事業計画」を策定するための基礎資料として、一般の高齢者、介護保険の要介護（要支援）認定者の日常生活および社会生活の実態並びに介護・福祉サービス等に対する意向について把握するために実施しました。

### 2. 調査の概要

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (豊山町 介護予防と暮らしのニーズ調査)
調査地域	豊山町全域
対象	豊山町在住の65歳以上で在宅生活している人
配布数	600件
抽出方法	無作為抽出
調査期間	令和5年1月13日～2月3日
調査方法	郵送による配付・回収
回収数	474件
有効回収数	473件
回収率	78.8%

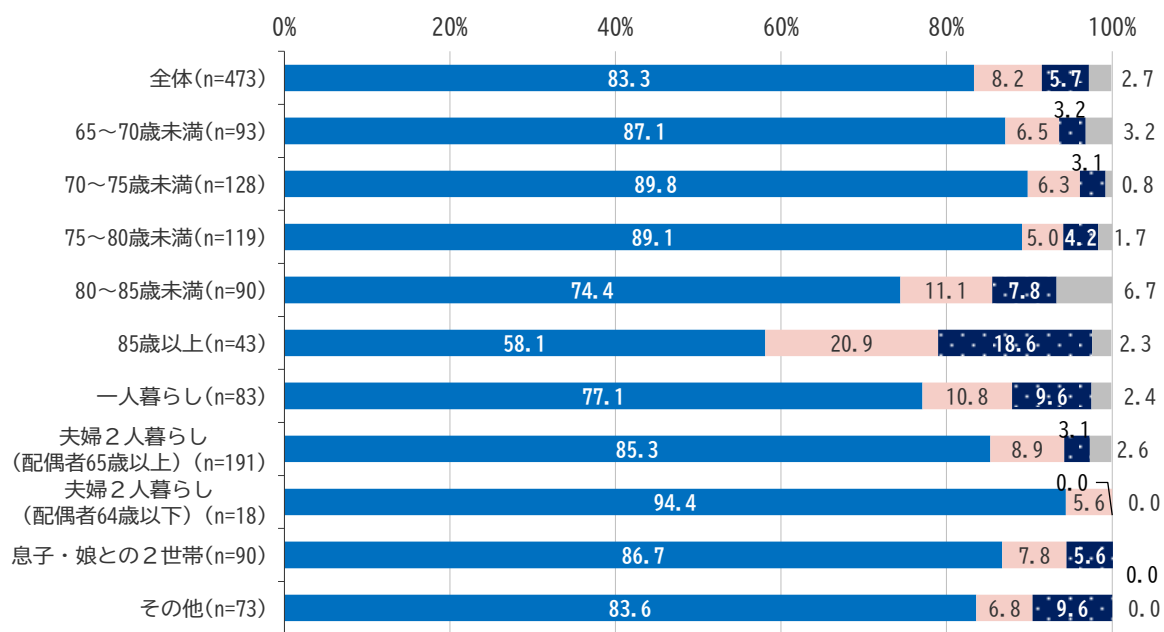
### 3. 計画書の表記及び注意点について

1. 回答は、各質問の回答該当者数を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。
2. 複数回答となっている回答項目については、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。

## 4. 調査結果

### 普段、介護・介助が必要かについて

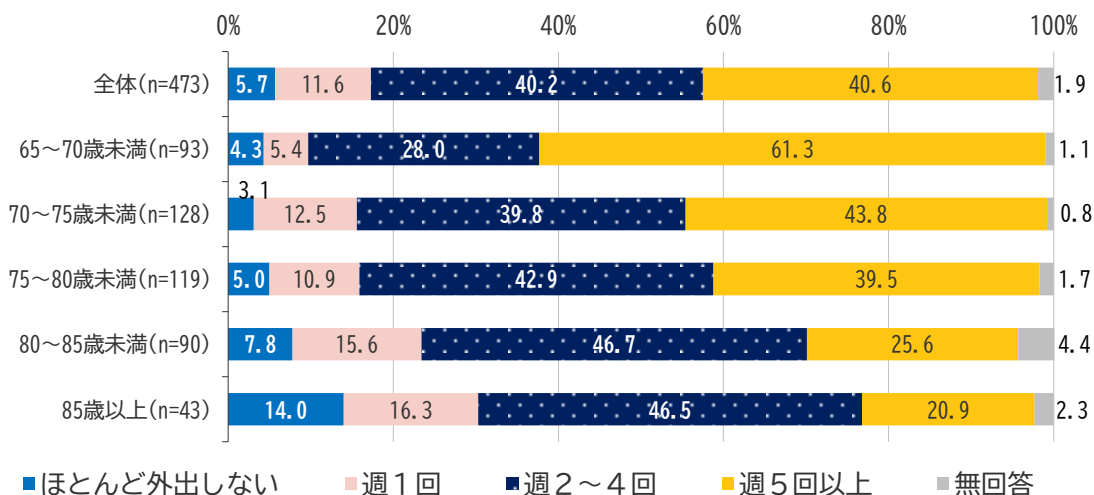
普段の生活で介護・介助を必要とする方は、全体の13.9%であるが、そのうちの8.2%が何らかの介護・介助を現在は受けていないと回答しています。



- 介護・介助は必要ない
- 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
- 現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）
- 無回答

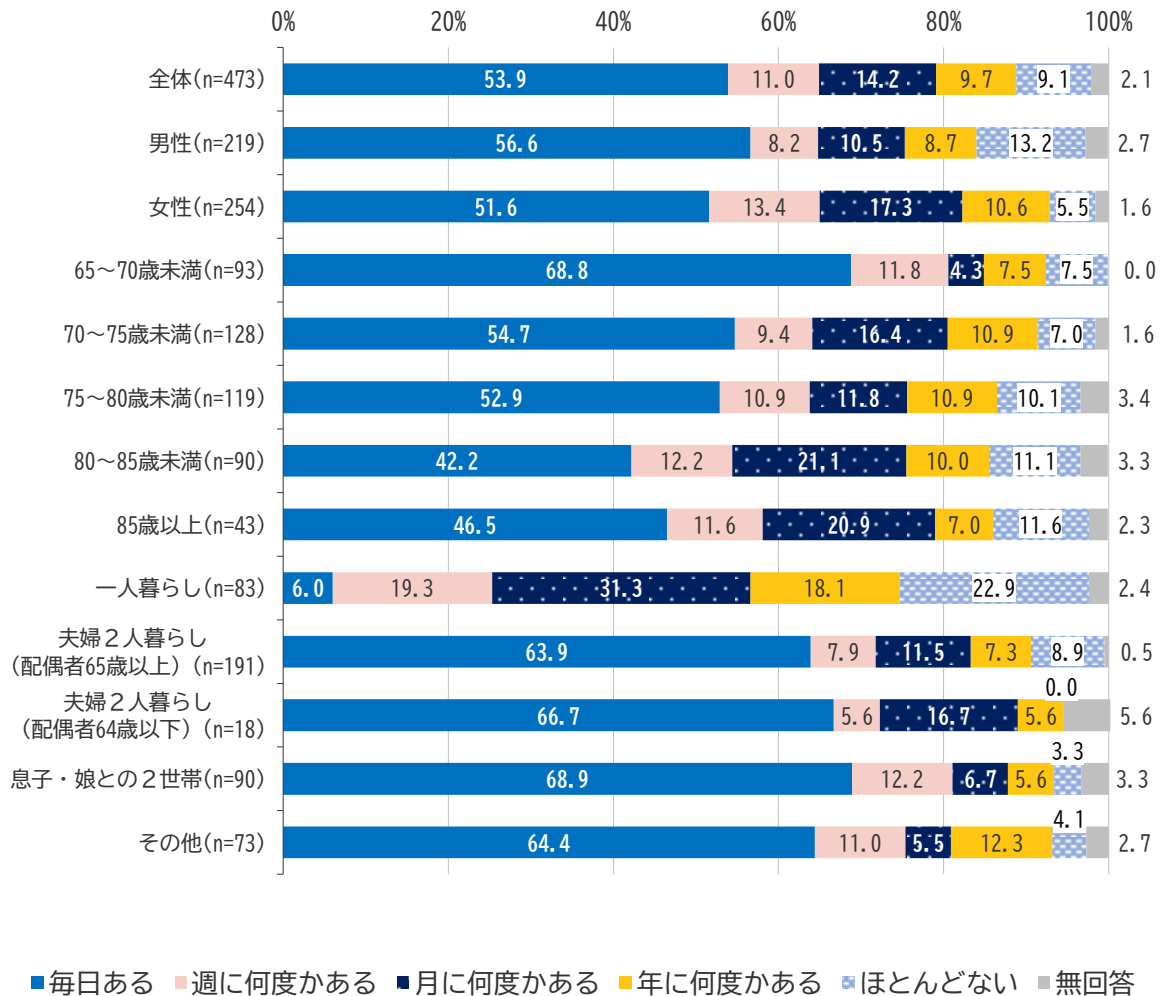
### 外出について

外出の状況は、「ほとんど外出しない」が5.7%であるのに対して、「週1回以上外出している方は」が92.4%となっています。



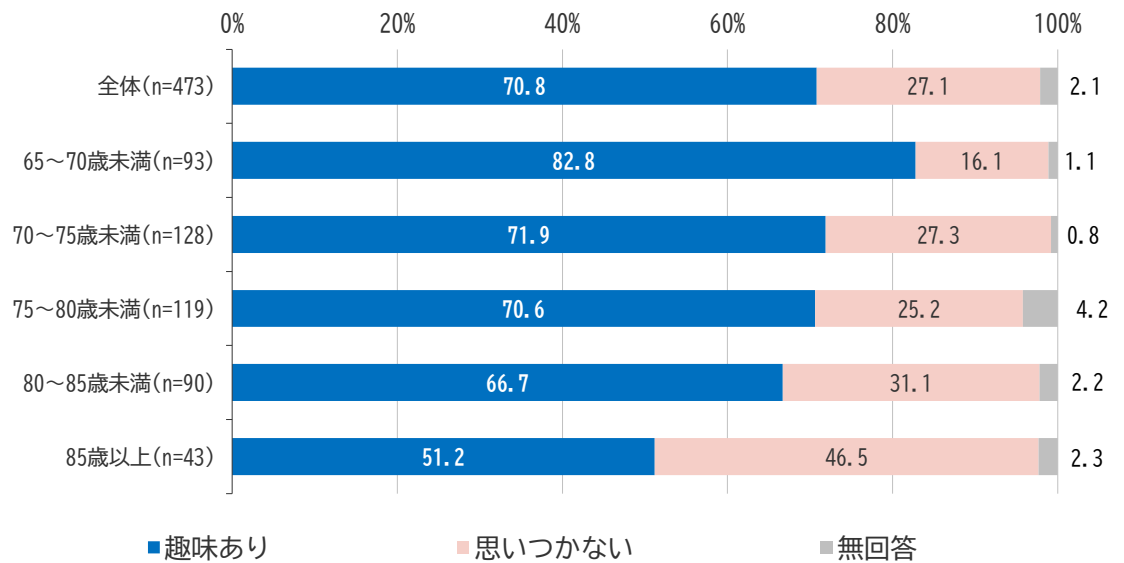
食事について

誰かと毎日食事をともしる機会は、53.9%があると回答されています。



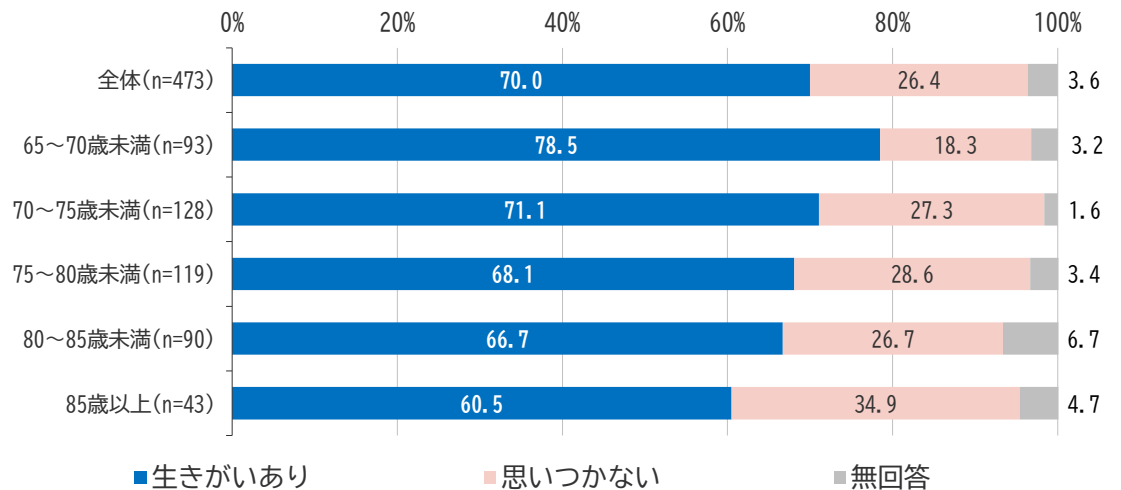
## 趣味について

趣味があると回答された方は 70.8%となっています。



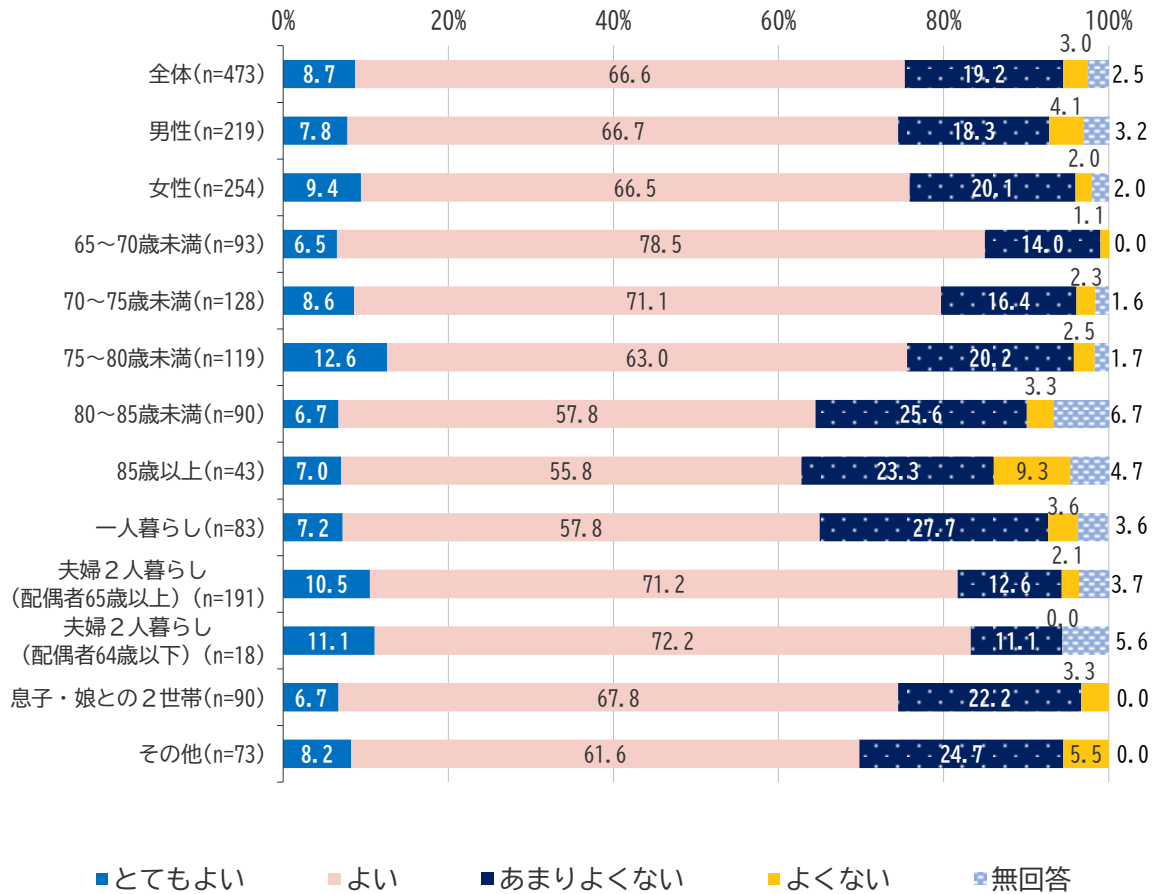
## 生きがいについて

生きがいがあると回答された方は 70.0%となっています。



健康状態について

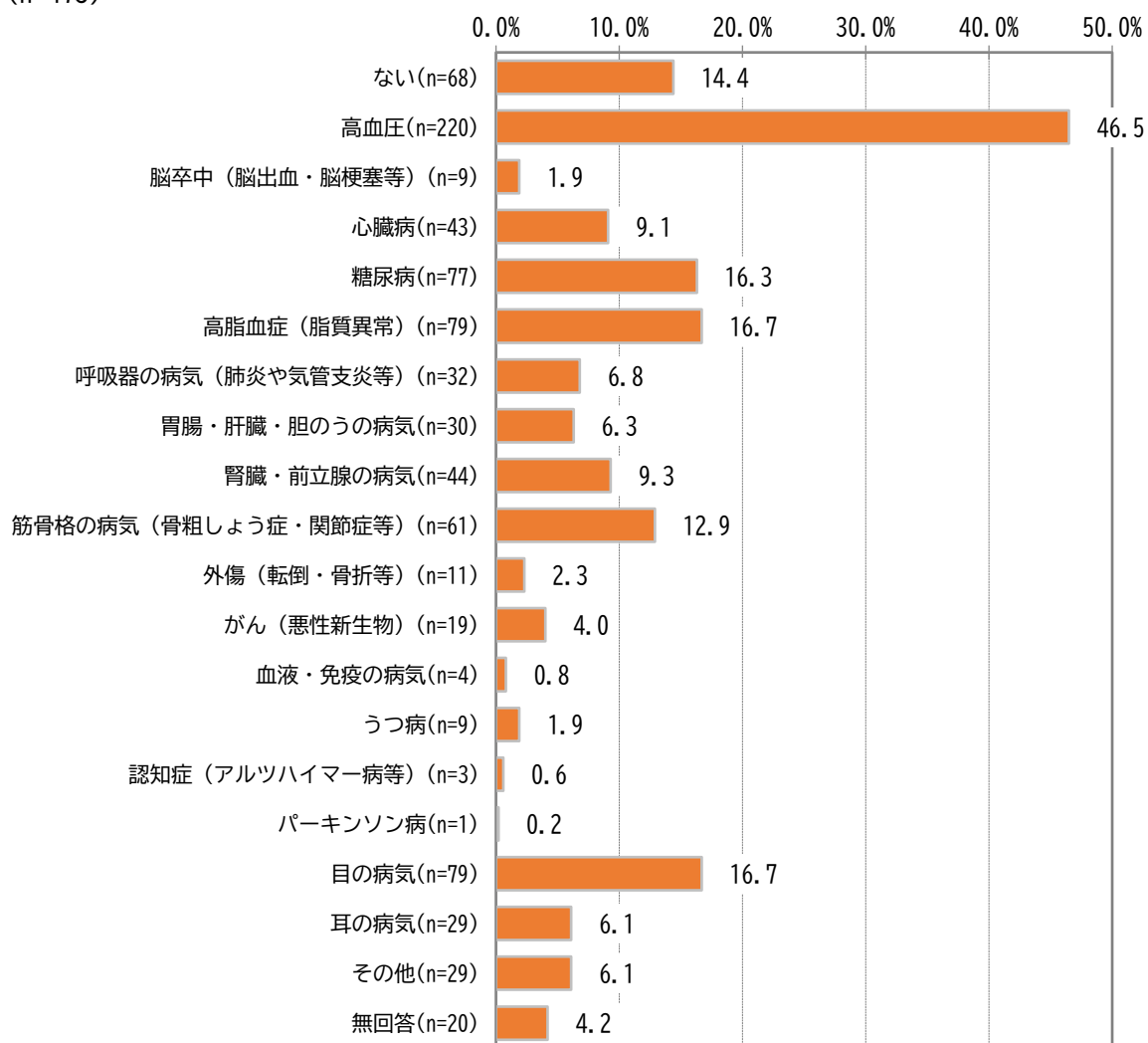
現在の健康状態は 75.3%が健康状態はよいと回答しているに対し、22.2%が健康状態はよくないと回答しています。



## 治療中、または後遺症のある病気

現在治療中もしくは後遺症のある病気は、「高血圧」が46.5%で最も多く、次いで「目の病気」「高脂血症（脂質異常）」がともに16.7%、「糖尿病」が16.3%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症・関節症等）」が12.9%などとなっています。

(n=473)

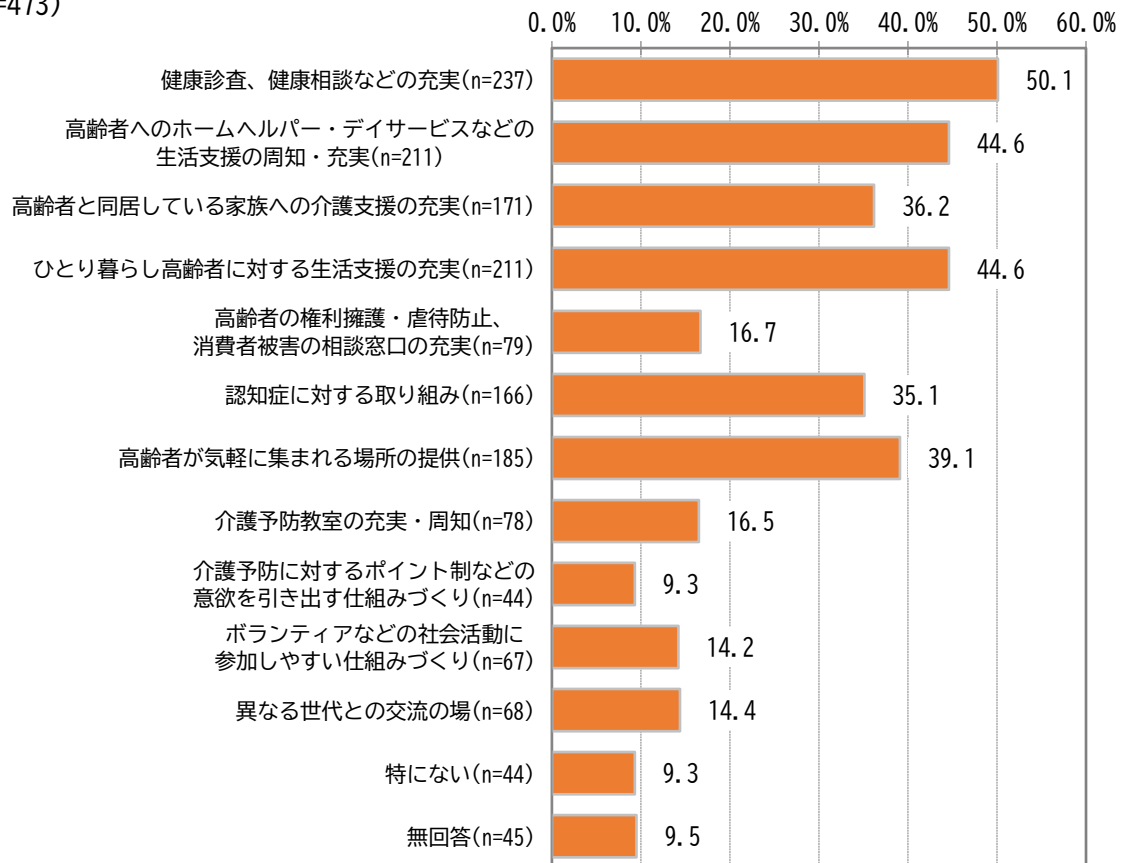




介護予防・福祉サービスについて

「健康診査、健康相談などの充実」が50.1%で最も多く、次いで「高齢者へのホームヘルパー・デイサービスなどの生活支援の周知・充実」「ひとり暮らし高齢者に対する生活支援の充実」がともに44.6%、「高齢者が気軽に集まれる場所の提供」が39.1%、「高齢者と同居している家族への介護支援の充実」が36.2%などとなっています。

(n=473)



## 11. 在宅介護実態調査結果概要

### 1. 調査の概要

	在宅介護実態調査
調査地域	豊山町全域
対象	豊山町在住の要介護認定を受けている人
配布数	286 件
抽出方法	悉皆調査
調査期間	令和 5 年 1 月 13 日～2 月 3 日
調査方法	郵送による配付・回収
回収数	209 件
有効回収数	203 件
回収率	70.9%

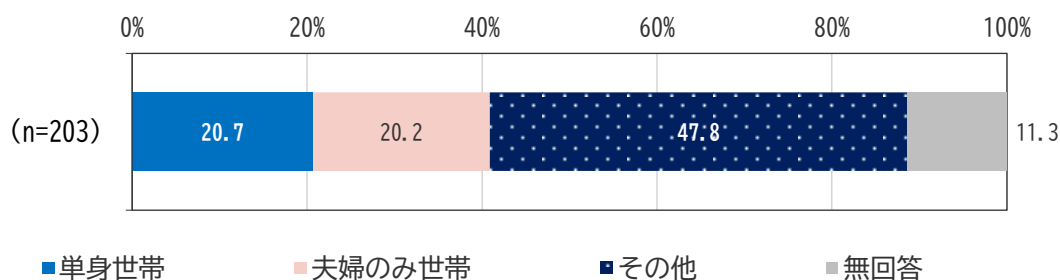
### 2. 計画書の表記及び注意点について

1. 回答は、各質問の回答該当者数を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第 2 位を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0%にならない場合があります。
2. 複数回答となっている回答項目については、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答比率の合計は 100.0%を超える場合があります。

### 3. 調査結果

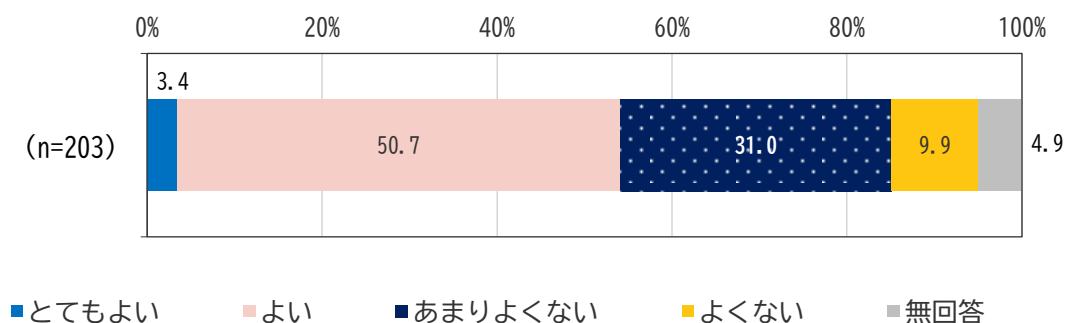
#### 世帯類型

世帯類型は、「単身世帯」が20.7%、「夫婦のみ世帯」が20.2%などとなっています。



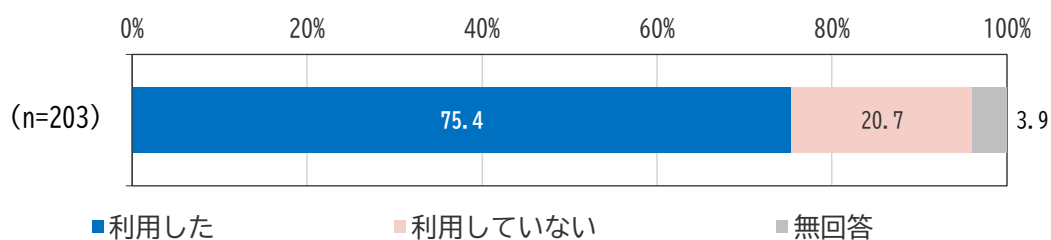
#### 健康状態について

健康状態は、「とてもよい」が3.4%、「よい」が50.7%、「あまりよくない」が31.0%、「よくない」が9.9%などとなっています。



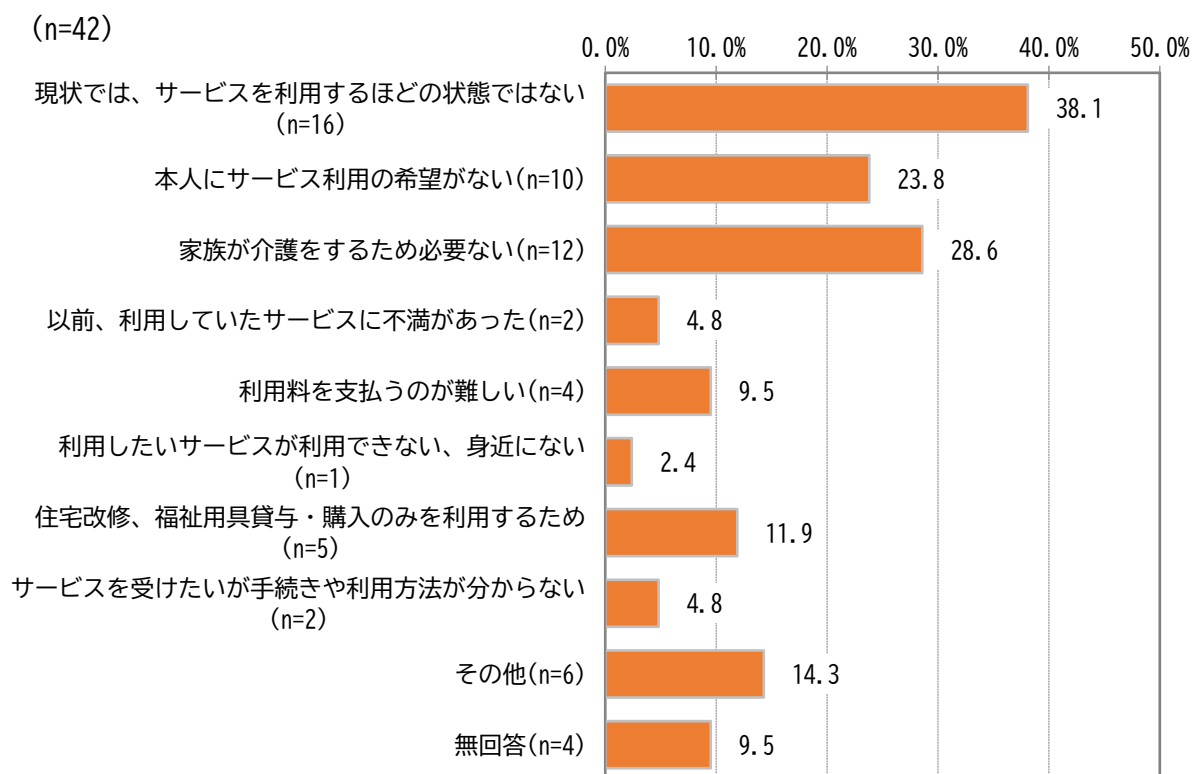
#### 介護保険サービスの利用の有無

介護保険サービスの利用について、「利用した」が75.4%、「利用していない」が20.7%となっています。



## 介護保険サービスを利用していない理由

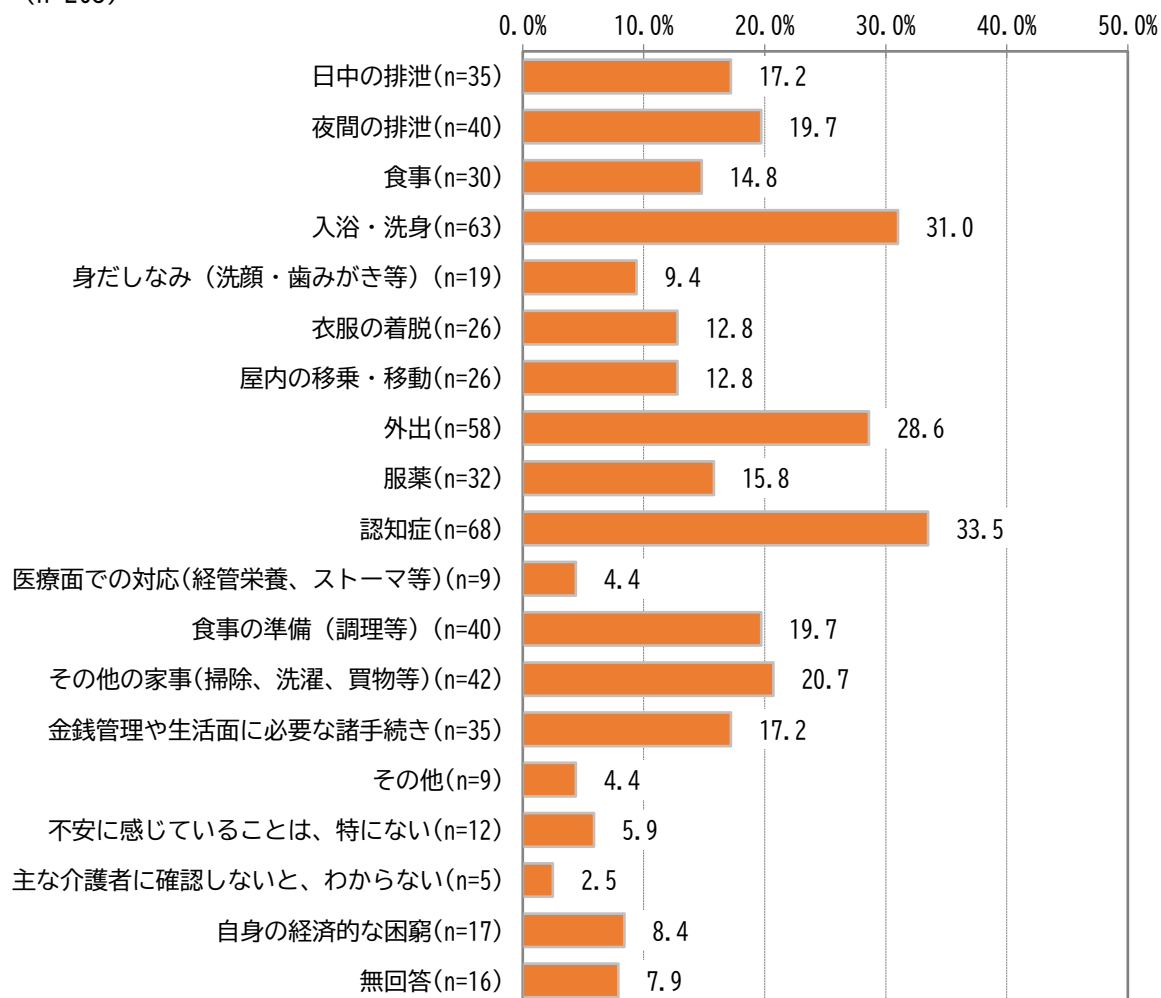
「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が38.1%で最も多く、次いで「家族が介護をするため、必要がない」が28.6%、「本人にサービス利用の希望がない」が23.8%、「住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため」が11.9%、「利用料を支払うのが難しい」が9.5%などとなっています。



## 日常生活において感じる不安

「認知症」が33.5%で最も多く、次いで「入浴・洗身」が31.0%、「外出」が28.6%、「その他の家事（掃除、洗濯、買物等）」が20.7%、「夜間の排泄」「食事の準備（調理等）」がともに19.7%などとなっています。

(n=203)

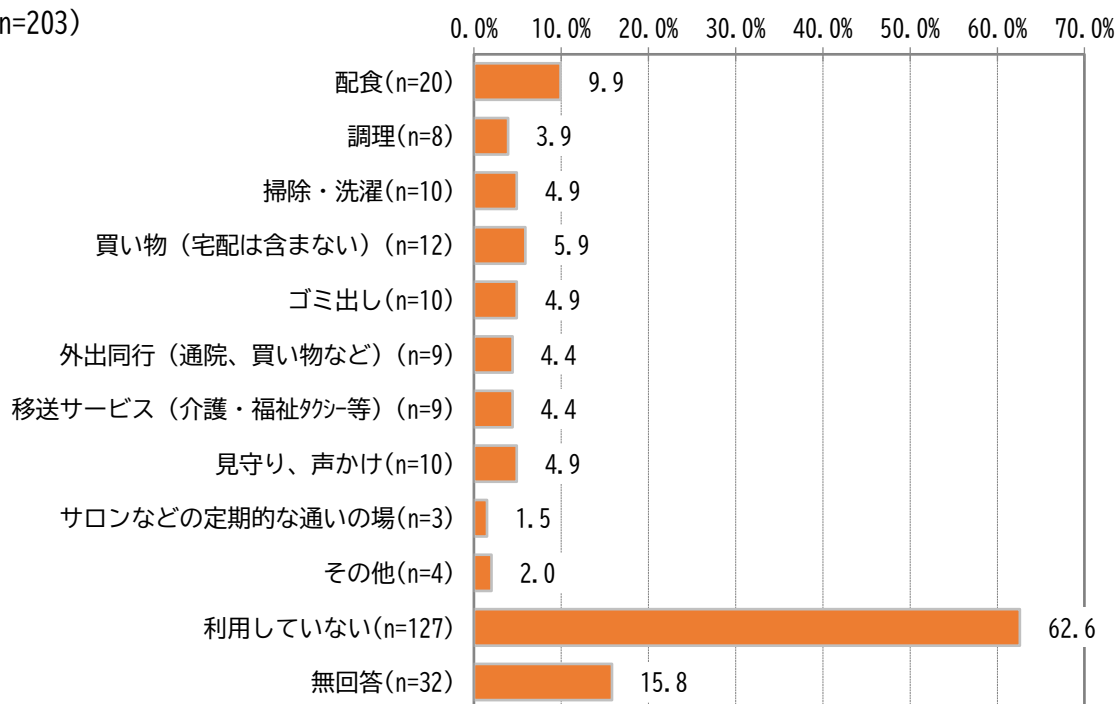


## 利用している介護保険サービス以外の支援・サービス

「配食」が9.9%で最も多く、次いで「買い物（宅配は含まない）」が5.9%、「掃除・洗濯」、「ゴミ出し」、「見守り・声かけ」が4.9%などとなっています。

また、「利用していない」が62.6%となっています。

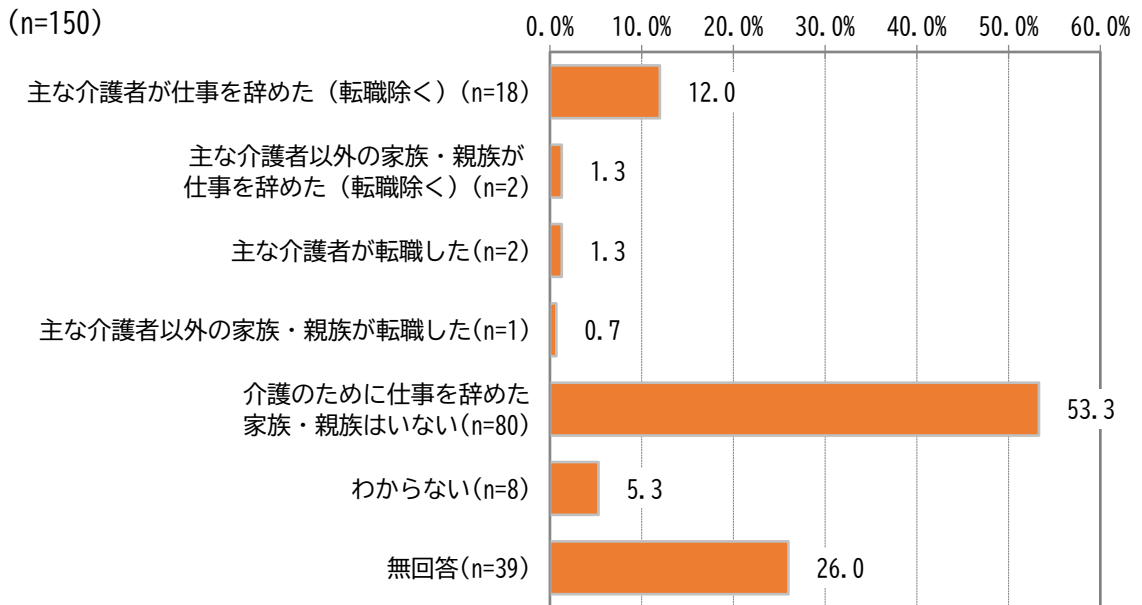
(n=203)



介護を理由とする離職の有無

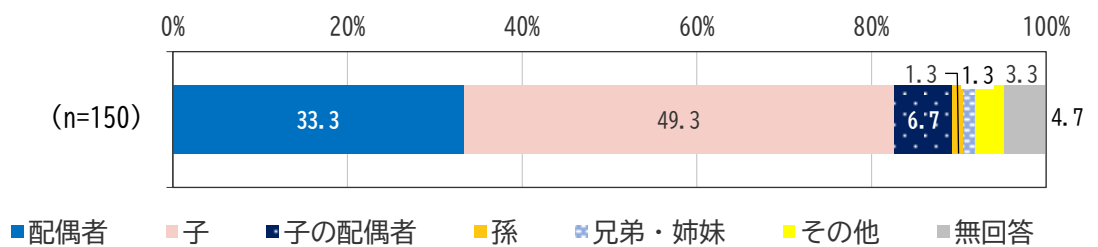
主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が12.0%で最も多く、次いで「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」「主な介護者が転職した」がともに1.3%、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」が0.7%となっています。

また、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が53.3%となっています。



主な介護者について

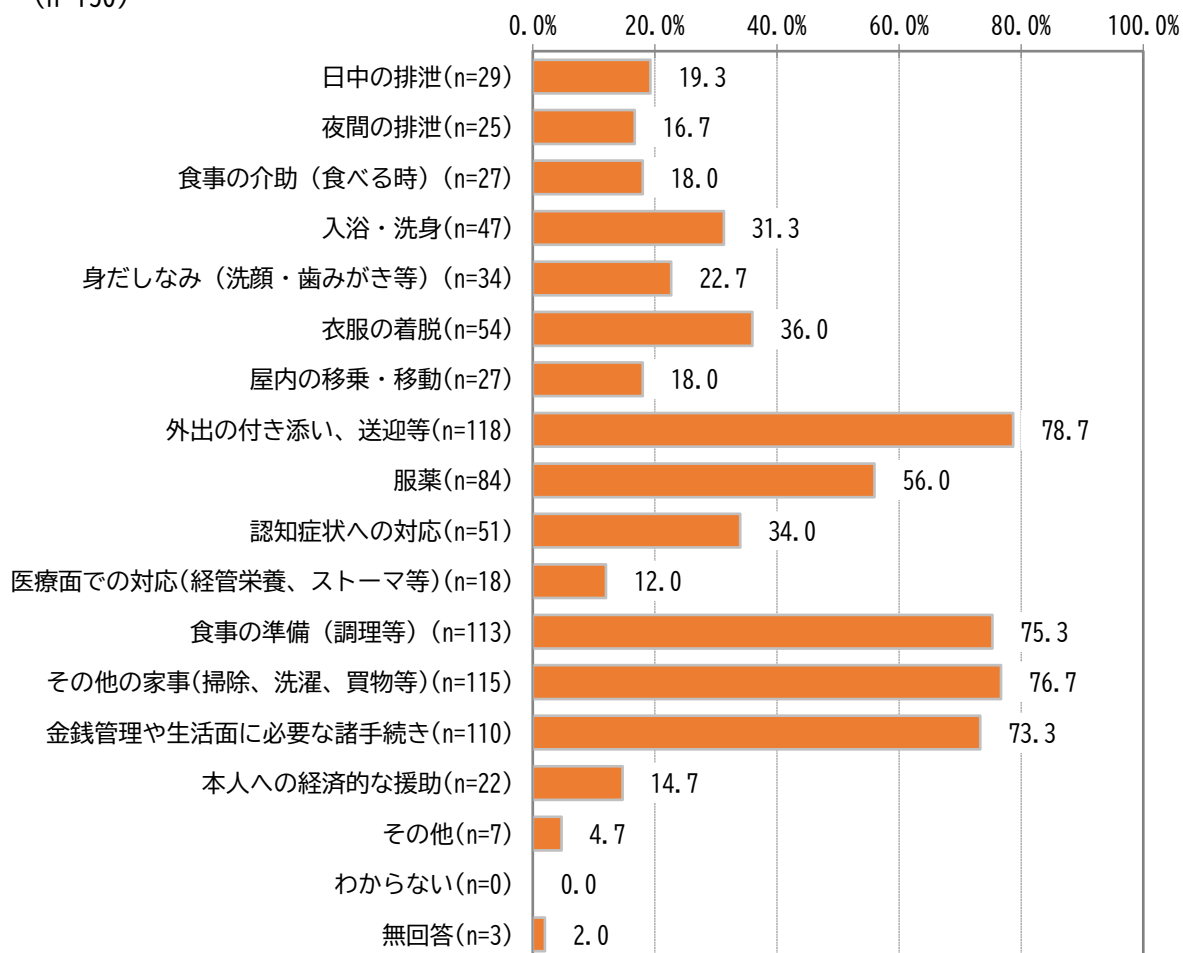
主な介護者は、「子」が49.3%で最も多く、次いで「配偶者」が33.3%、「子の配偶者」が6.7%、「孫」「兄弟・姉妹」がともに1.3%などとなっています。



## 主な介護者が行っている介護

「外出の付き添い、送迎等」が78.7%で最も多く、次いで「その他の家事(掃除、洗濯、買物等)」が76.7%、「食事の準備(調理等)」が75.3%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が73.3%、「服薬」が56.0%などとなっています。

(n=150)

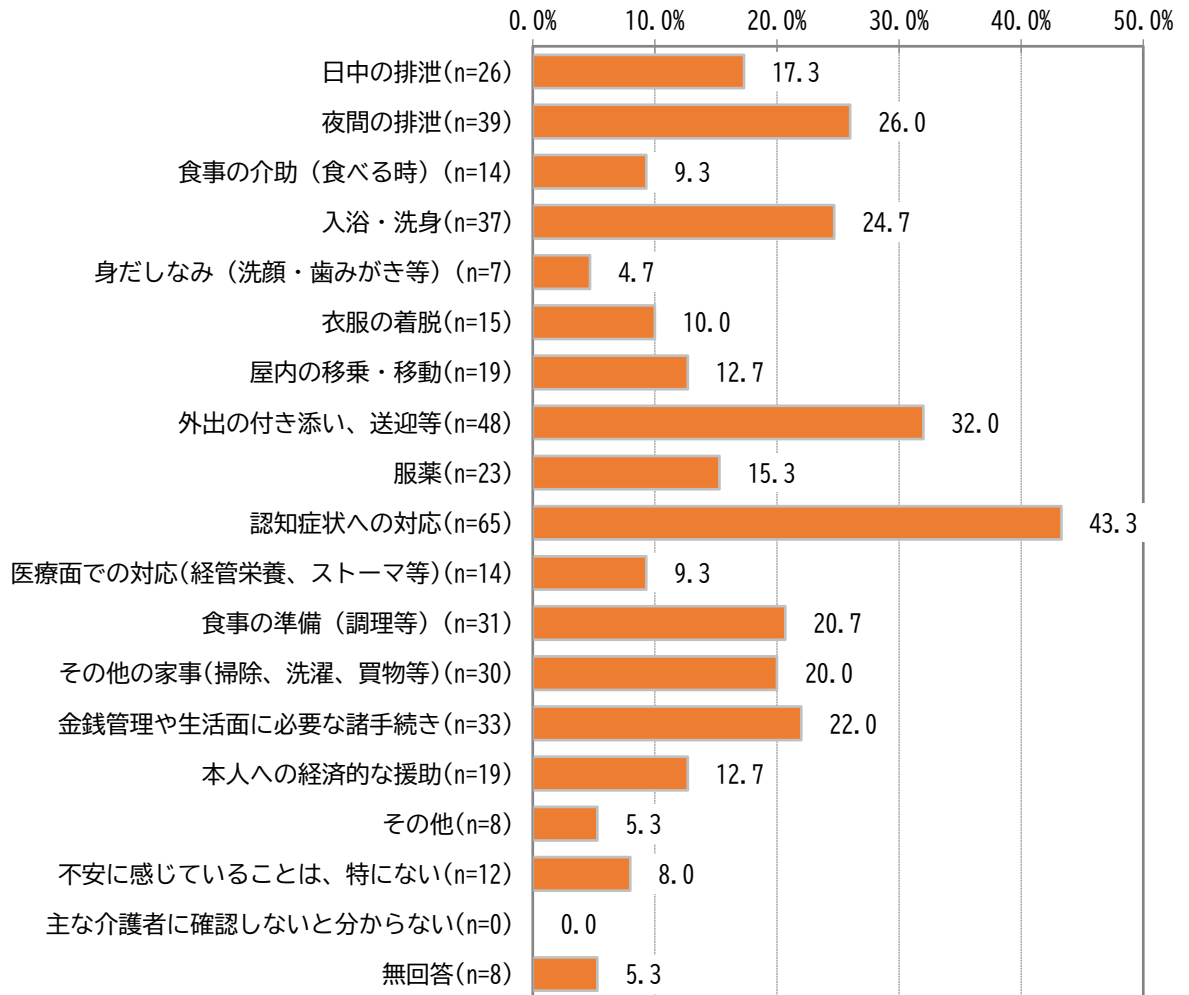




主な介護者が不安に感じる介護

「認知症状への対応」が43.3%で最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が32.0%、「夜間の排泄」が26.0%、「入浴・洗身」が24.7%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が22.0%などとなっています。

(n=150)



## 12. 調査等から見えてくる課題

前計画期間中の施策の振り返りや調査結果から以下のような課題が見えてきます。本計画では計画の継続性の観点からも前計画の基本理念や基本目標、計画体系をおおむね踏襲しますが、国の示す基本指針も鑑み、基本理念及び基本目標を達成するために各種施策を推進していきます。

各種施策や事業については、第4章で現状と課題を交えながら掲載していきます。

### (1) 介護予防・疾病予防・重度化防止

介護予防と暮らしのニーズ調査（以下、ニーズ調査という）の結果より、健康状態がよくないと感じている高齢者が2割弱存在することに加え、要介護認定を受けていない人の内1割以上が介護・介助を必要としています。今後もフレイル\*チェックアンケートや講演等の広報活動を通じてフレイル予防・介護予防に取り組むと共に高齢者の健康維持に関する取り組みや重度化防止の取り組みをそれぞれのニーズに応じて進めていく必要があります。

### (2) 社会参加・生きがいづくり

ニーズ調査では、約17%の人が週の外出が1回以下と回答しています。また、誰かと食事をする頻度についても約2割の人は年に数回しか機会がないと回答しています。こういった閉じこもり傾向のリスクがある高齢者は、社会とのつながり（社会的紐帯）が低下していくことが考えられます。この傾向は年齢層が上がるにつれ高くなっているため、何歳になっても参加することができる身近な場所でのサロン等の活動への支援や地域の中で、閉じこもり傾向にある人をいち早く把握できるような支え合い体制の構築が必要となっています。

### (3) 認知症対策

ニーズ調査では、認知症に関する相談窓口の認知度は35%となっています。また、在宅介護実態調査では、日常生活において感じる不安等は「認知症」が33.5%と最も多くなっています。認知症は、後期高齢者数が増加するにつれ、増加していく傾向があります。認知症は予防や重度化防止の取り組みのほか、認知症の家族を介護する介護者にも大きな不安や負担がかかることから、認知症予防の取り組みと家族介護者への支援に関する取り組みを両輪で進めていく必要があります。

前計画期間においては新型コロナウイルス感染症の影響で認知症カフェの実施ができなかったことや、認知症初期集中支援チームが思うように稼働できない状況もあったため、今後、認知症予防の取り組み及び認知症に関する相談窓口の周知等に力を入れていく必要があります。

また、認知症サポーターを中心に地域での支え合い、認知症の方も地域で役割を持ちながら、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる体制づくりが必要となります。

#### (4) 権利擁護

在宅介護実態調査では、約8割の人が働きながら介護を続けていく事に問題があると感じています。近年、介護の負担増加等の悩みを一人で抱え込んでしまい、孤立してしまうことから虐待につながるパターンも増えています。そういったことを防止するためにも、相談支援の充実や地域の関係機関と連携した虐待防止ネットワーク体制を今後も推進していく必要があります。

また、ニーズ調査では、成年後見制度を知っていると回答した人の割合は5割弱となっています。成年後見制度を適切に利用することで、認知症、障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守ることに繋がります。今後も、成年後見制度の利用を促進してくためにも、情報の提供等に力を入れていくことが重要です。

#### (5) 安心して暮らせる住環境づくり

ニーズ調査の結果では、認定を受けていない高齢者の2割弱が単身世帯、約4割が65歳以上の高齢者世帯となっています。また、単身世帯の4割、65歳以上の高齢者世帯の約2割が経済的に苦しいと答えており、居住系介護施設などの家庭に介護力がない人に対する支援体制の強化や経済的な配慮が課題となっています。また、要介護認定者の約3割が施設等への入所・入居を検討している状況もあるため、適切な施設整備の把握が必要となっています。

#### (6) 地域包括ケア・地域共生社会の推進

在宅介護実態調査の結果では、介護者の約6割が60歳以上となっています。近年、8050問題、生活困窮等複合的な課題を抱える人が増えている現状もあります。そのような課題を抱えた人が気軽に相談することができるような支援体制の整備が求められています。

また、サービスや事業のみならず、地域での見守りや互助での支援が今後より一層重要度を増していくため、社会福祉協議会\*や民生委員をはじめとする関係機関や地域包括支援センターとの連携強化も重要です。

## 第3章 基本理念と計画体系

### 1. 計画の基本理念と基本目標

#### 【基本理念】

「人」・「暮らし」がキラリと輝くまちづくり  
～ 助け合い 支え合う 健康であたたかなまち ～

#### 【計画の基本目標】

- 基本目標1 健康でいきいきと活動できる地域づくり
- 基本目標2 安定した介護保険事業の運営
- 基本目標3 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり

国の示す基本指針はおおむね前計画を踏襲する方針ですが、見直しの中で記載を充実すべき事項が挙げられています。その意向を踏まえ、本計画では以下の3つを見直しの重点ポイントとして設定します。

#### 【本計画の重点ポイント】

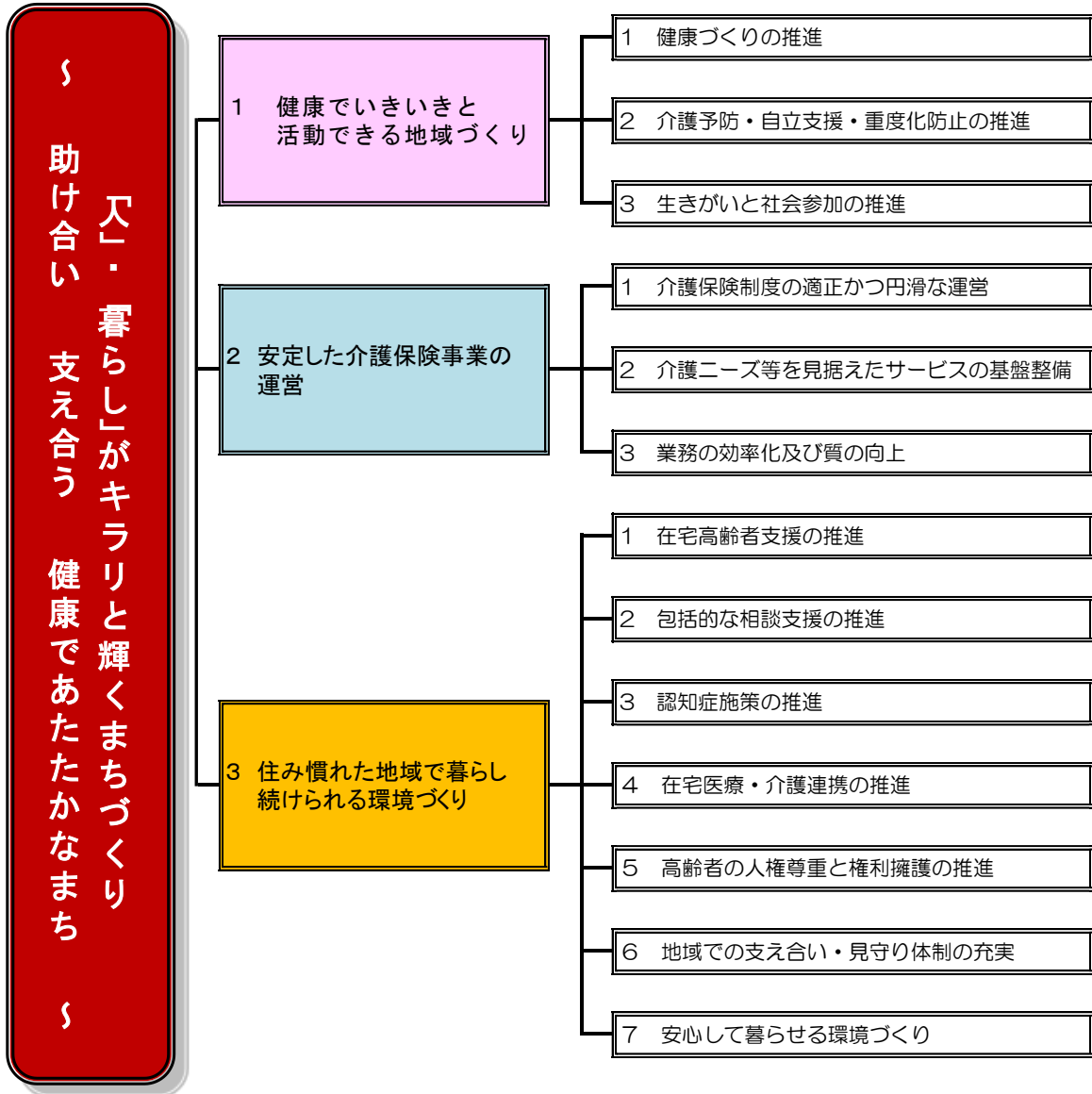
- 1. 介護サービス基盤の計画的な整備
- 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

## 2. 施策の体系

< 基本理念 >

< 基本目標 >

< 施策の方向性 >



## 第4章 今後の取組と目標

### 基本目標1 健康でいきいきと活動できる地域づくり

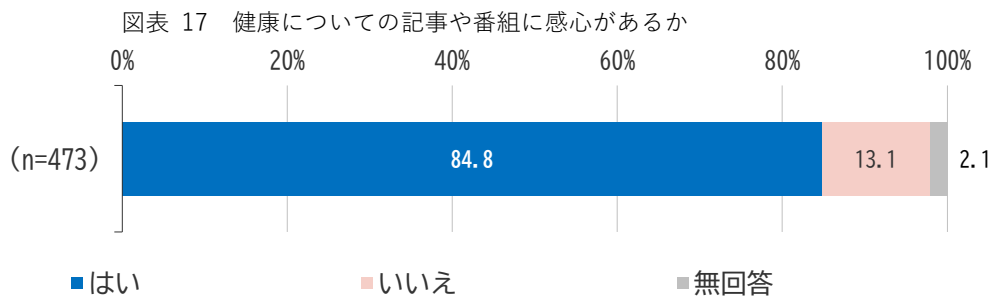
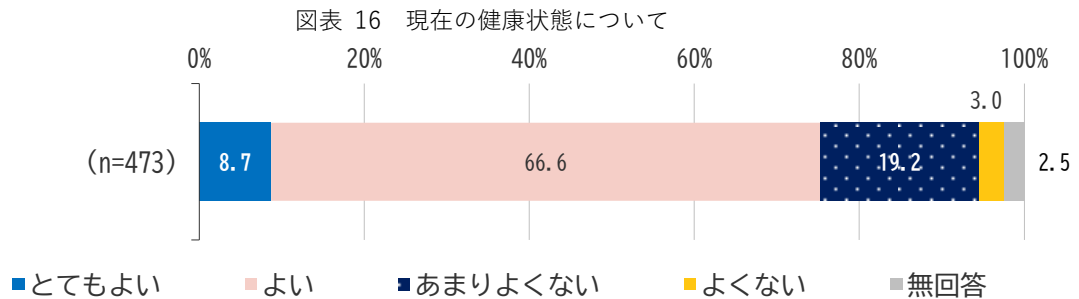
#### 1. 健康づくりの推進

##### 【現状と課題】

高齢者が心身ともに健康な生活を送るための健康寿命の延伸には、高齢期に至る前から町民一人ひとりが主体性を持って継続的に健康づくりに努めるとともに、高齢者自身も積極的に介護予防に関する知識や運動習慣を身に付けることが重要です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、現在の健康状態を尋ねたところ、「とてもよい」「よい」と回答された方は7割を超えています（図表16）。また、健康についての記事や番組に感心があるか尋ねたところ、関心があると回答された方は8割を超えています（図表17）。

これらを踏まえ、今後も、健康づくりを推進するために適切な情報提供を行うとともに、住民主体の通いの場の充実に向け、体操を中心とした自主グループの立ち上げ支援や活動継続支援の取組を強化します。



##### 【今後の目標】

町民一人ひとりの主体的かつ継続的な健康づくり活動の推進に向け、今後も健康づくりに関する情報提供や機会・場の提供に努め、健康寿命の延伸を図ります。

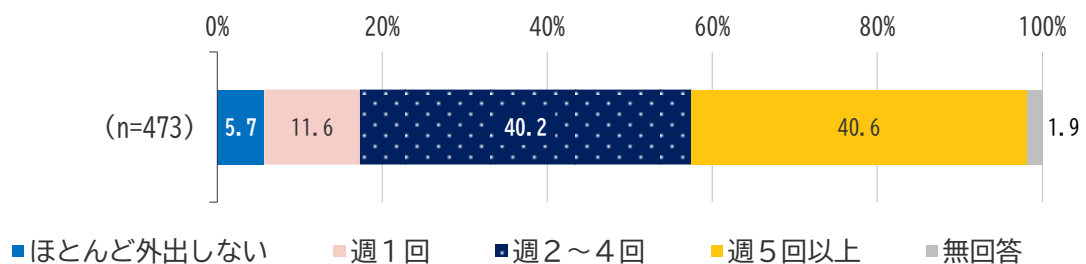
## 2. 介護予防・自立支援・重度化防止の推進

### 【現状と課題】

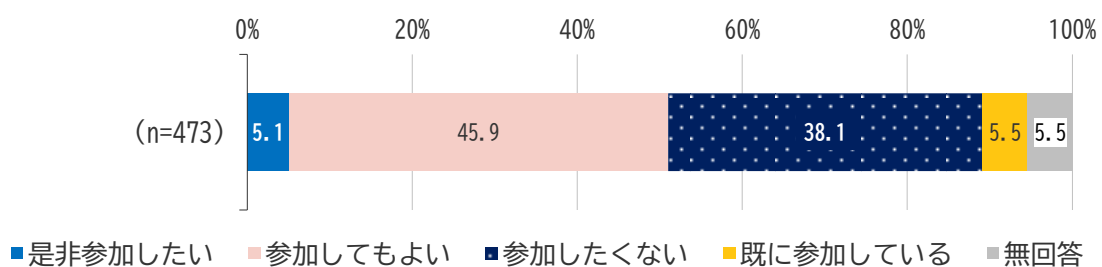
高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むためには、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）のさらなる深化・推進が重要です。

前計画の期間中は、新型コロナウイルスの感染拡大が影響し、各種の催しや町民の集まりの開催等が縮小・制限されました。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でも、外出頻度や地域活動への参加意欲の低下が見られており、コロナ禍以前の水準に回復させることが急務となっています（図表 18 及び図表 19）。講演会やリハビリ職の派遣事業の新規依頼も増加していないため、高齢者が参加しやすい場所、内容での実施が必要になります。また、本計画期間において、データに基づく介護予防への取組やリハビリ職などの専門職を活用した自立支援、重度化防止への取組が必要です。

図表 18 外出頻度（ニーズ）



図表 19 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意欲（ニーズ）



主な取組・事業	取組・事業の内容	担当
介護予防把握事業	○生活機能低下や閉じこもりなど支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげることを目的に、前期高齢者を対象としたフレイルチェックアンケート等を実施する。把握した情報をもとに、必要な方には訪問支援を行い、適切なタイミングで支援につなげることで重度化を防ぐ。	地域包括支援センター
介護予防普及啓発事業	○介護予防の普及啓発に資する基本的な知識を普及するために講演会や相談会、介護予防教室等の開催を行う。	地域包括支援センター
地域リハビリテーション活動支援事業	○高齢者の機能保持・向上、介護予防などの支援をするため、リハビリテーション専門職等の派遣を行う。 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業と連携し、通いの場に運動指導士等を派遣し、介護予防、リハビリに関して情報提供、普及啓発を行う。	地域包括支援センター
介護予防・日常生活支援サービス事業	○要支援認定を受けた者、基本チェックリストに該当し事業対象となった者に訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスの提供を行い、要介護認定への悪化を予防する。	地域包括支援センター
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	○75歳以上の高齢者に対する保健事業を重症化予防、介護予防と一体的に実施し、医療・介護情報を一括把握できるよう検討・整備を行う。 ○老人クラブやサロンなどに運動指導士を派遣など、介護予防、リハビリに関して情報提供、普及啓発、企画調整を行う。	国民健康保険・医療グループ 介護グループ 地域包括支援センター 保健センター
地域ケア会議推進事業	○高齢者の自立支援、地域課題の把握を目的に、医療、介護等の多職種が協働して、個別課題の解決を図るとともに、地域課題の把握、地域づくりの資源開発、多様な職種や機関とのネットワーク構築を行うことを通じて、地域包括ケアシステムの推進を図る。	地域包括支援センター

### 【今後の目標】

早い段階からの意識づけのために前期高齢者に対し、フレイルチェックアンケートを実施します。また、フレイルを早期発見し予防に取り組める体制を整備します。介護予防に関しても、リハビリ職などの専門職と連携しながら、適切なタイミングで適切な介護予防に取り組める体制の構築を進め、高齢者の自立支援、介護の重度化防止に努めます。



### 3. 生きがいと社会参加の推進

#### 【現状と課題】

高齢者が心身ともに健康な生活を送るためには、身体の健康を維持することはもちろん、地域の居場所を充実するとともに社会参加の場を持つなど生きがいを持って活躍できるよう、社会参加活動を推進することが重要です。

今後も、地域活動等への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げる取組を推進するとともに、それぞれの地域での居場所を充実していくことが必要です。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当
地域介護予防活動支援事業	○個人及び地域の介護予防活動の展開を目指して、身近な場所での住民主体の通いの場が展開していくよう支援を行う。また、社会参加を通じた介護予防に資するボランティア活動へのポイント付与を行う。	地域包括支援センター
健康長寿推進事業	○前期高齢者が介護予防や地域交流に取り組むことができる環境づくりを行い、地域で活動を主体的に進める町民を育成する。	地域包括支援センター
老人クラブ連合会・地域老人クラブ補助金	○高齢者が知識や経験を生かしながら、住み慣れた地域の中で活動的な毎日を送れるように、高齢者のライフスタイルに合わせた就労・交流・地域活動等を行う団体や活動に対して、財政面や事業運営面において支援を行う。地域別に活動する老人クラブやその連合体である老人クラブ連合会に対して活動費の一部を補助する。	福祉グループ
シルバー人材センター補助金	○高齢者が臨時的・短期的な就業又は軽易な業務を通じて、自らの生きがいの充実や就業機会の増大を図れるよう、豊山町シルバー人材センターに対して活動費の一部を補助する。	介護グループ
長寿祝金事業	○多年にわたり社会の進展に寄与した高齢者の長寿を祝うとともに、感謝の意を表すために祝金を支給する。	福祉グループ

#### 【今後の目標】

老人クラブやサロン等に参加し、様々な人とのふれあいや交流を行うことは、高齢者の生きがいや居場所づくりにつながります。昨今のライフスタイルの多様化や近所付き合いの希薄化等により年々地域コミュニティとのつながりを希望する人が減少している現状も鑑み、身近な場所でのふれあいや交流の機会づくりが重要となってきます。

高齢者のニーズを捉えながら、介護予防教室やイベントの開催、老人クラブの活性化など、高齢者の活動のきっかけづくりを推進します。

## 基本目標 2 安定した介護保険事業の運営

### 1. 介護保険制度の適正かつ円滑な運営

#### 【現状と課題】

安定した介護保険事業を運営するため、制度の周知と啓発に努めるとともに、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、介護が必要な方が安心して利用できるような環境の整備に努める必要があります。

適正化事業は、従来は5つの事業が主要5事業として位置づけられていましたが、実施の効率化を図るため見直しが行われ、「住宅改修の点検」と「福祉用具購入・貸与調査」が「ケアプラン点検」に統合され、「要介護認定の適正化」と「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた主要3事業に再編されています。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当
介護給付費適正化事業	○主要3事業を行うことで、要介護給付を必要とする方を適切に認定し、必要とするサービスを過不足なく適正に提供できるようサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図る。	介護グループ
サービス事業者の指定・監督・指導	○介護保険制度のもと、町が指定している地域密着型サービス事業者及び介護予防事業・日常生活支援総合事業者の監督・指導を行う。介護サービスの内容や介護報酬の請求などの実地指導を行うことで、適正な介護サービスの質の確保を図る。	介護グループ
給付費分析	○請求状況の管理のほか、介護給付費についても、日常生活圏域ニーズ分析や在宅介護実態調査などのほか適宜医療給付費などと合わせ、定期的に分析を行い、効果的で持続可能な介護保険サービス運営に活用する。	介護グループ

#### 【今後の目標】

適正な介護給付を推進するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者にとって過不足のないサービスを提供するよう、事業者に促すことが必要です。介護給付の適正化を図るとともに、持続可能な介護保険制度の構築につなげます。

## 2. 介護ニーズ等を見据えたサービスの基盤整備

### 【現状と課題】

高齢者が介護を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、必要な介護保険サービスを提供できる体制が必要です。

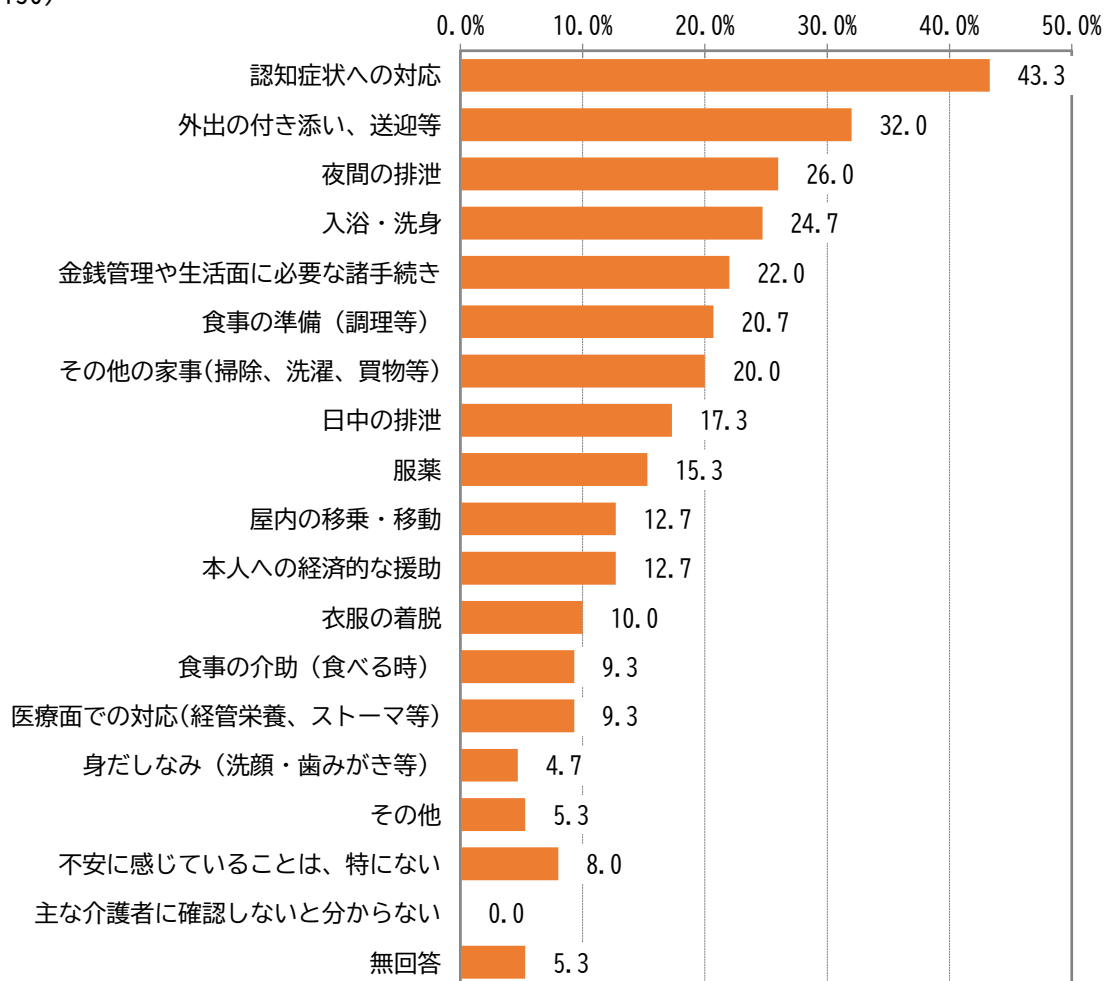
高齢者の必要とするニーズとともに、本人や家族の希望や状況に応じて、身近な地域でバランス良く組み合わせた満足度の高い介護保険サービス提供の環境整備も必要となってきます。

在宅介護実態調査では、主な介護者の方に今後も在宅で介護していくために必要と思うことを尋ねたところ、「認知症状への対応」と回答した人の割合が最も高く、43.3%となっています（図表 20）。

今後も、施設サービス、居住系サービス、在宅サービス\*をニーズに合った形で提供していくことが求められます。

図表 20 今後も在宅で介護していくために必要と思うこと

(n=150)



主な取組・事業	取組・事業の内容	担当
町民ニーズ把握事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢化の上昇に伴い、介護サービス利用者が増加し、介護需要のさらなる拡大が見込まれることから、多様な生活環境に応じたサービス提供が必要となる。利用者及びその家族のニーズを踏まえて必要な介護サービスの整備に努める。</li> <li>○「介護予防と暮らしのニーズ調査」「在宅介護実態調査」を3年ごとに実施し、必要な対策を検討する。</li> </ul>	介護グループ
保健・医療・介護データの一体的分析事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の「介護予防と高齢者保健の一体的実施」の方針に合わせ、後期高齢者健診と介護予防に関するデータ及び医療・介護データの統合を推進し、事業量や、短期的な指標のみならず、中長期的な指標及び保健・医療・介護サービスに要する財源、マンパワーを随時把握し、本町における最適なサービス・支援の在り方を検討する。</li> </ul>	国民健康保険・医療グループ 介護グループ 地域包括支援センター 保健センター

### 【今後の目標】

介護保険サービスを必要とする高齢者に対して適切なサービスを提供するとともに、介護者への支援を充実させていくことが求められています。

認知症に対する支援につきましては、認知症総合支援事業（基本目標3 認知症施策の推進）として取り組みます。

多様化する高齢者のニーズに合わせて、必要な介護保険サービスを適切に提供できるよう、取組の周知を図るとともに体制及び内容の充実に努めます。

### 3. 業務の効率化及び質の向上

#### 【現状と課題】

後期高齢者数の増加に伴い、今後も介護需要の高まりが見込まれる中、介護人材の不足が課題になっています。また、申請手続き等における事業所の業務量の負担を軽減するため、添付書類の簡素化やICTの活用等による業務負担の軽減に努める必要があります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当
介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上	○国・県と連携して、介護現場の生産性の向上、人材の確保に関する取組の周知等を図ります。	介護グループ

#### 【今後の目標】

介護事業所の指定等に関連する文書について、文書負担軽減のため、押印及び原本証明の見直しの簡素化について事業者への周知普及に努めます。また、指定申請手続等については、国の「電子申請・届出システム」を活用したオンラインによる申請ができるようICTの活用を推進します。

## 基本目標3 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり

### 1. 在宅高齢者支援の推進

#### 【現状と課題】

今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年や、高齢者数がピークに達する2040年に向け、単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加すると考えられています。それに伴い、介護を取り巻く問題も多様化していくことから、高齢者が生活を送っていく上でのニーズも急増・多様化すると予測されます。また、ヤングケアラー\*も含めた家族介護者の負担が大きくなるように支援体制を強化していく必要があります。

本町でも介護負担の軽減を図るため、多様化していくニーズに応じて適切なサービスを提供できるよう、サービス内容の充実や各種サービスの情報の周知等に努めていく必要があります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当
家族介護支援事業	○要介護者を現に介護する人への支援のために必要な事業を実施する。	地域包括支援センター
ホームヘルプサービス	○要介護・要支援認定を受けていない65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯など、訪問調査の結果、必要と認められる方に対して、調理、洗濯や掃除など家事に関する援助を行う。	介護グループ
配食サービス	○要介護者など、自分で食事の支度ができない方に対して、健康維持と安否確認を目的に弁当の配食に係る費用の一部を補助することで栄養バランスの取れた食事を安定的に提供する。	介護グループ
緊急通報福祉電話などの貸与	○ひとり暮らしの要介護・要支援者など、必要と認められる方に対して、非常時にコールセンターを通して消防本部などへ連絡できる緊急通報用の福祉電話器や火災報知機を貸与する。	介護グループ
日常生活用具の貸与	○ひとり暮らしの要介護・要支援者に対して、災害発生の防止や日常生活の便宜を図るため、ガス漏れ警報機や電磁調理器を貸与する。	介護グループ
寝具洗濯乾燥委託の補助	○要介護・要支援者で、寝具類の衛生管理が困難な方に対して、敷布団や毛布などの洗浄、乾燥、消毒を業者に委託した際の費用の一部を補助する。	介護グループ

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当
高齢者タクシー利用の助成	○要介護・要支援者に対して、社会参加の促進や閉じこもり防止を図るため、通院や買い物に使用するタクシーの利用料金の一部を助成する。	介護グループ
移送サービスの助成	○要介護・要支援者に対して、リフト付き車両やストレッチャー装着ワゴン車などにより、自宅から介護保険施設などへの移送に要する費用を助成する。	介護グループ
住宅改修の補助	○要介護・要支援者に対して、介護保険サービスにおける住宅改修の限度額を上回った費用の一部を補助する。	介護グループ
リフォームヘルパーの派遣	○住宅改修を行う高齢者に対して、建築士や保健師などで編成されたリフォームヘルパーチームを派遣し、適切な改修をアドバイスする。	介護グループ
軽度生活支援の助成	○要介護・要支援者に対して、介護保険サービスで提供できない散歩の付き添いや庭の手入れなど比較的軽度な生活援助を行い、日常生活における高齢者の負担を軽減する。なお、同事業は、豊山町シルバー人材センターに委託している。	介護グループ
家族介護用品購入の助成	○要介護・要支援者の方を自宅で介護している介護者に対し、経済的な負担の軽減を図るため、介護用品(紙おむつ、尿取りパットなど)の購入費用を助成する。	介護グループ

### 【今後の目標】

高齢者の安全、家族介護者の負担軽減を図るとともに、高齢者が地域社会の中で自立し、快適な日常生活を送ることができるよう、様々なサービスを提供します。

介護を取り巻く問題が多様化している現状も鑑み、家族介護用品の対象用品の見直し等、各種サービスの充実に努め、多様化するニーズに応じた適切なサービス提供のための体制づくりを進めていきます。

ヤングケアラーを含めた家族介護者が負担を抱え込まないよう、関係機関と連携しながら支援体制を整えるとともに、各種サービスや制度の情報提供を行います。

日常生活における不安に多くの方が「外出」と回答しており、高齢者の移動に関するサービスの充実が求められていることから、本町に適した移動支援を研究していきます。

## 2. 包括的な相談支援の推進

### 【現状と課題】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むためには、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）のさらなる深化・推進が重要です。地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能の充実が必要です。

認知症高齢者の家族やヤングケアラー等家族介護者からの相談支援に努めるとともに、近年増加傾向にある、生活困窮、8050問題、独居などの複合的な問題を抱えている相談、属性や世代を問わない包括的な相談支援等にも対応することが求められています。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当
総合相談支援事業	○総合相談窓口として高齢者とその家族に対して、介護保険サービスだけでなく様々な相談に対応し、必要に応じて、他機関と連携しながら対応する。	地域包括支援センター
地域包括支援センターの運営	○介護グループとの連携をより強化し、高齢者のワンストップ相談窓口の強化をはかる。複合的な相談に対応できるよう、他部署、他機関との連携を強化する。	地域包括支援センター
重層的支援事業に関する検討	○重層的支援体制整備事業について庁舎内及び関係機関と連携し、実施に向けて検討を行う。	福祉グループ

### 【今後の目標】

地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進のためにも、地域包括支援センターの機能の充実を図ります。介護グループとの連携を強化し、高齢者の相談をワンストップで対応できるよう機能を強化します。

重層的支援事業に向けて高齢者だけでなく、経済的困窮者、障害者、ひとり親家庭など属性や世代を問わない包括的な相談支援につなげるため、生活困窮分野、障害分野、児童分野など他分野との連携推進を図るとともに、地域ケア会議の開催等を通じて、介護予防や自立支援に関する理解を促し、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境の整備に努めます。



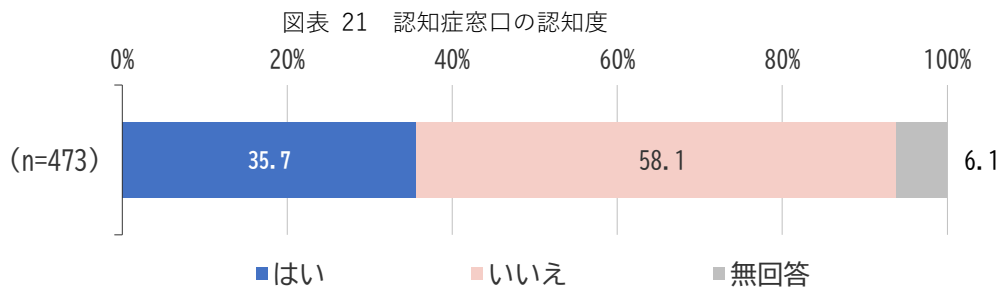
### 3. 認知症施策の推進

#### 【現状と課題】

本町の認知症施策については、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する認知症施策推進大綱\*の基本的な考え方にに基づき、認知症に関する正しい知識の普及啓発や本人発信の支援、早期発見・早期対応のための体制整備充実等に取り組みました。

一方で、介護予防と暮らしのニーズ調査では、認知症窓口の認知度については4割以下となっており、認知症の相談先の周知に課題があります（図表 21）。認知症の人が正しい知識を得て、支援を受けられるように制度を周知普及していく必要があります。

今後は、令和5年通常国会で成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行と、国が定める認知症施策推進基本計画の趣旨を踏まえ、認知症サポーターとの連携を一層強化し、認知症の人やその家族が気軽に悩みを打ち明けることができ、認知症になっても安心して生活を続けることができる地域づくりが重要です。



主な取組・事業	取組・事業の内容	担当
認知症総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりのために、「とよやまオレンジプロジェクト」を実施する。また、チームオレンジの立ちあげを行う。</li> <li>○医療、介護の専門職からなる、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断及び早期対応を行い、適切な医療や介護サービスにつなげる。</li> <li>○認知症の方が行方不明になった時にメール配信によりおかえり支援サポーターに情報提供等の検索協力をスムーズに行えるよう事前登録（おかえりネット）を促進する。おかえりネット登録者の希望者に対して、町が損害補償保険に加入する。</li> </ul>	地域包括支援センター

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当
家族介護支援事業 <b>【再掲】</b>	○認知症の方やその家族、介護者が住みやすい街づくりのために認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する理解者を増やす。また、認知症の方の家族介護者の負担軽減のため、GPS貸与の支援を行う。	地域包括支援センター

### 【今後の目標】

更なる高齢化により、認知症高齢者が今後も増加すると考えられることから、本人やその家族が地域で孤立することがないように、引き続き認知症相談の周知に努めるとともに、地域での見守り体制を推進するために、町民をはじめ、民間企業等への認知症に対する理解を広げる「とよやまオレンジプロジェクト」を実施します。

また、認知症の方やその家族が交流したり本人の声を発信することができる場の充実に努めることで、サービスの充実を図りチームオレンジの立ちあげを行います。

## 4. 在宅医療・介護連携の推進

### 【現状と課題】

昨今、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることについて関心が高まり、在宅医療の充実や介護と医療の連携等がより一層求められています。

「在宅医療」とは高齢になっても、病気になっても、障害があっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、「入院医療や外来医療、介護・福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療」のことで、地域包括ケアシステムを支える不可欠な要素となっています。

国の「在宅医療の体制構築に係る指針」においては、在宅医療の提供体制に求められる医療機能として、「退院支援」「日常の療養生活支援」「急変時の対応」「在宅での看取り」の4つの機能が示されています。

高齢者の多くは基礎疾患を抱えており、日常的に医療機関を受診している人がほとんどです。加齢に伴う疾患の増悪や身体機能の低下により、入院が必要になることも珍しくありません。入退院を契機に、心身機能が低下し、日常生活において介護保険サービスが必要になることも多く、高齢化の進展により、医療と介護の両方の支援を受ける人が増加していきます。高齢者が住み慣れた地域や自宅で、できる限り安心して尊厳ある暮らしを続けることができるようにするためには、個々の高齢者のニーズや状態の変化に応じて医療と介護が切れ目なく提供されることが必要です。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当
在宅医療・介護連携の推進	○高齢者が住み慣れた生活の場で自分らしい生活を続けるために、医療・介護の関係機関（医療機関、薬局、訪問看護事業所、介護サービス事業所等）が連携して、在宅医療・介護の提供を行う。	地域包括支援センター

### 【今後の目標】

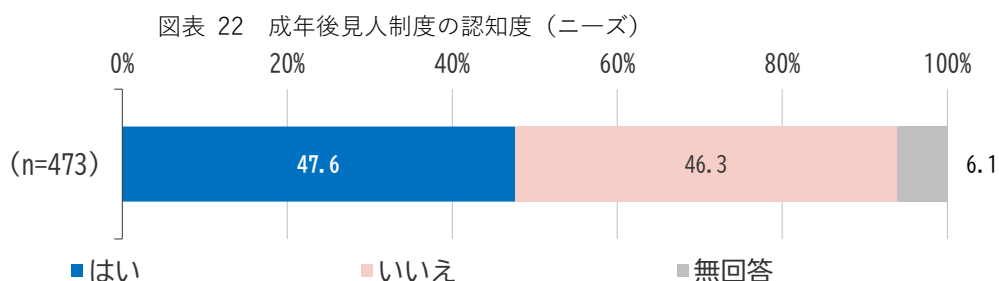
さらなる高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、自宅等の住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、医療及び介護の関係団体が連携し、在宅医療と介護連携の現状把握と課題の抽出、対応策等の検討を行い、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を目指します。

## 5. 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

### 【現状と課題】

高齢者虐待の防止、早期発見、対応のため、虐待防止ネットワーク協議会を立ちあげ、ネットワークの構築に取り組んできました。成年後見制度の利用促進のため、成年後見センターの設置を行いました。

高齢者が安心して、尊厳を持って暮らしていくためには、高齢者やその家族、さらには地域社会全体が、高齢者の人権や財産等を守るための知識や理解を深めることが重要です。介護予防と暮らしのニーズ調査では、成年後見制度の認知度について5割ほどとなっています（図表 22）。今後も、各種相談窓口の充実や成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利擁護の視点に立った取り組みを引き続き推進します。



主な取組・事業	取組・事業の内容	担当
権利擁護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度の利用促進、相談支援の充実を図り、地域連携ネットワークの構築を推進する。</li> <li>○権利擁護に関する知識や理解のため、様々な方法で普及啓発を行う。</li> </ul>	地域包括支援センター
高齢者虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者虐待の防止、早期発見、対応のため、関係機関との連携強化を図る。</li> <li>○高齢者虐待が発生した際、虐待対応会議を開催し、迅速に適切な対応を行う。</li> <li>○医療、介護、福祉の関係者、町民に対して様々な方法で高齢者虐待に関して普及啓発を行う。</li> </ul>	介護グループ 地域包括支援センター

### 【今後の目標】

高齢者の増加や家族形態の変化に伴い、介護負担等による虐待も発生しています。虐待の防止、早期発見には、地域の関係機関との連携、地域による見守りが必要となるため、虐待防止ネットワーク協議会の開催を通してネットワーク構築の推進を図ります。

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な高齢者の権利を守ることができるよう、成年後見センターと連携をとりながら、成年後見制度の利用支援や普及啓発に努めます。また必要に応じ、申立てや報酬の助成を講じます。

## 6. 地域での支え合い・見守り体制の充実

### 【現状と課題】

これまで、町民と接する機会の多い新聞販売・郵便局・電気・水道等の事業者と見守り協定事業を締結し、見守り活動を行ってきました。また、民生委員とも情報共有をしながら見守り活動の強化を行ってきました。今後、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加する中で、地域で高齢者が安心して暮らし続けられるよう、見守り協定事業者や民生委員との連携を強化していくことが必要です。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域での支え合い、見守りにおいては、今後の担い手不足の点からも、町民同士の互助での支え合い・見守りが重要になることが考えられます。そのため、社会資源と協働した地域での見守り・支え合い機能の強化が必要です。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当
生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域での支え合いや見守りを町民が主体で進めていけるよう第2層協議体の開催を行う。</li> <li>○地域における高齢者の生活を支える資源開発、担い手の養成、関係者間のネットワークの構築などを行う生活支援コーディネーターを配置する。</li> </ul>	地域包括支援センター
高齢者見守り協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常業務の中で町民と接する機会の多い、新聞販売店、郵便局、電気、水道等の事業者と見守り活動協定を締結し、見守り活動を行う。</li> </ul>	介護グループ
民生委員との情報共有、連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各地区の民生委員と連携し、情報共有を行い、支援が必要な高齢者の早期発見、対応を行う。</li> </ul>	福祉グループ 地域包括支援センター

### 【今後の目標】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、民生委員、見守り協定事業者との連携を強化し、地域での見守り体制の構築を推進します。また、第2層協議体や生活支援コーディネーターを中心に、地域情報の共有を進め、課題の解決に努めるとともに町民同士の互助での支え合い体制づくりを推進します。

地域全体で取り組む体制づくりを計画的に進め、地域住民や関連団体と連携して地域福祉推進の協働の確立に努めます。

## 7. 安心して暮らせる環境づくり

### 【現状と課題】

今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年や、高齢者数がピークに達する2040年に向け、単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加すると考えられています。それに伴い、介護を取り巻く問題も多様化していくことから、高齢者が生活を送っていく上でのニーズも急増・多様化すると予測されます。

本町では高齢者のみの世帯や高齢者単独世帯が増えてきており、すべての世帯が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るように、サービス内容の充実や各種サービスの情報の周知等に努めていく必要があります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当
安心して暮らせる環境づくり	○住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、特別養護老人ホームや特定施設入居者生活介護（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅）を含む介護サービス基盤の整備を尾張中部圏域*にて検討する。	介護グループ
避難行動要支援者支援制度の推進	○災害時に自力で避難することが困難な要支援者が的確な支援を受けることができるよう、避難行動要支援者支援制度の啓発を行い、避難行動要支援者支援の名簿を作成する。また、関係部署等と連携しながら個別避難計画の作成に取り組み、日頃の見守り活動にも活用できるように、地域の支援者との情報共有を継続して行う。	防災安全グループ 介護グループ

### 【今後の目標】

高齢者が住み慣れた地域で、安心、安全に自立した生活を送るための基盤となる住まいの確保や支援体制の整備を進めていきます。

## 取組目標

事業名	指標	単位	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
			実績値	目標値	目標値	目標値
<b>基本目標1 健康でいきいきと活動できる地域づくり</b>						
特定健康診査事業	特定健診受診率	%	32.7	35	40	45
主観的健康観	健康状態が「よい」率	%	75.3	—	—	80
リハビリ職の派遣	延べ派遣人数	人	4	6	9	12
シルバー人材 センター補助	登録人数	人	202	210	210	210
通いの場への参加	通いの場への参加率	%	9.3	10	10.5	11
<b>基本目標2 安定した介護保険事業の運営</b>						
介護給付費適正化	要介護認定の適正化	件	全件	全件	全件	全件
	ケアプランの点検	件	16	20	20	20
	住宅改修の点検	件	0	5	5	5
	福祉用具購入(貸与)調査	件	0	5	5	5
	縦覧点検・医療情報との 突合	件	全件	全件	全件	全件
<b>基本目標3 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり</b>						
認知症サポーター養成	認知症サポーター養成 講座受講者数	人	83	100	150	200
認知症サポーター ステップアップ講座	認知症サポーターステップ アップ講座受講者数	人	0	10	10	10
認知症にかかる 相談窓口の認知度	認知症にかかる相談窓口 を知っている人の割合	%	35.7	—	—	40
高齢者日常生活支援	ホームヘルプサービス(人)	人	0	1	1	1
	配食サービス	人	49	50	55	60
	緊急通報福祉電話などの貸与	人	5	7	9	10
	日常生活用具の貸与	人	1	1	1	1
	寝具洗濯乾燥委託の補助	人	6	7	8	9

事業名	指標	単位	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
			実績値	目標値	目標値	目標値
<b>基本目標3 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり（続き）</b>						
高齢者日常生活支援 （続き）	高齢者タクシー利用の助成	人	148	150	155	160
	移送サービスの助成	人	3	4	5	6
	住宅改修の補助	人	1	5	5	5
	リフォームヘルパーの派遣	人	2	5	5	5
	軽度生活支援の助成	人	4	5	6	7
	家族介護用品購入の助成	人	178	180	185	190
総合相談	総合相談件数	件	189	200	210	210
第2層協議体の設置	第2層協議体の開催回数	回	0	6	18	24
医療と介護の連携	町民への ACP に関する普及啓発実施回数	回	0	1	3	5
	ACP について家族と話し合ったことがある割合	%	34.7	—	—	40
避難行動要支援者支援	避難行動要支援者（高齢者）の名簿登録者数	人	380	384	388	392



## 第5章 人口等の推計と介護サービスの計画量

### 1. 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計

#### (1) 将来人口の推計

単位：人

	第9期			令和22年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総人口	16,154	16,234	16,268	16,486
第1号被保険者数	3,571	3,580	3,596	4,295
65歳～74歳	1,416	1,334	1,340	2,177
75歳以上	2,155	2,246	2,256	2,118
第2号被保険者*数	5,401	5,451	5,476	5,024

#### (2) 要介護認定者数と認定率の推計

単位：人

	第9期			令和22年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総数	632	665	685	790
要支援1	60	63	64	59
要支援2	106	110	113	120
要介護1	90	94	95	101
要介護2	116	122	127	143
要介護3	91	94	97	121
要介護4	105	111	117	151
要介護5	64	71	72	95
うち第1号被保険者数	612	644	664	771
要支援1	58	61	62	57
要支援2	105	109	112	119
要介護1	89	93	94	100
要介護2	111	116	121	138
要介護3	87	90	93	117
要介護4	100	106	112	147
要介護5	62	69	70	93
認定率 (%)	17.1	18.0	18.5	18.0

## 2. 介護保険給付費対象サービスの見込み

### (1) 居宅サービス

種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問介護	給付費(千円)	98,559	110,234	125,227	142,988
	回数	2,869.8	3,206.9	3,641.5	4,173.6
	人数	74	83	94	100
訪問入浴介護	給付費(千円)	5,644	6,211	7,100	9,293
	回数	41.0	44.6	50.2	63.2
	人数	8	9	10	11
訪問看護	給付費(千円)	35,044	37,919	38,443	53,459
	回数	682.7	739.3	748.9	995.7
	人数	48	52	53	68
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	719	720	720	720
	回数	24.2	24.2	24.2	24.2
	人数	1	1	1	1
居宅療養管理指導	給付費(千円)	18,940	21,206	22,228	26,786
	回数	94	105	110	126
通所介護	給付費(千円)	135,115	139,959	146,345	153,195
	回数	1,356.5	1,404.5	1,466.6	1,537.9
	人数	111	115	120	129
通所リハビリテーション	給付費(千円)	23,432	25,076	25,876	38,942
	回数	224.4	236.3	255.8	340.0
	人数	21	22	24	31
短期入所生活介護	給付費(千円)	55,369	59,544	64,844	67,725
	日数	516.0	556.9	606.0	636.3
	人数	33	36	39	42
短期入所生活介護(老健)	給付費(千円)	1,205	1,206	3,545	3,545
	日数	7.8	7.8	23.4	23.4
	人数	1	1	2	2
短期入所生活介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0

種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
短期入所 生活介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	30,187	31,516	32,921	42,616
	人数	177	185	193	243
特定福祉用具 購入費	給付費(千円)	1,291	1,291	1,291	1,623
	人数	3	3	3	4
住宅改修費	給付費(千円)	2,684	2,684	2,684	2,684
	人数	2	2	2	2
特定施設入所者 生活介護	給付費(千円)	41,960	46,121	48,685	56,318
	人数	17	19	20	23

## (2) 地域密着型サービス

種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
定期巡回・ 臨時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	4,337	7,518	7,518	7,518
	人数	2	3	3	3
夜間対応型 訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
地域密着型 通所介護	給付費(千円)	54,865	57,939	61,227	155,455
	回数	532.4	560.9	592.5	1,267.3
	人数	41	43	45	78
認知症対応型 通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	32,801	32,843	32,843	32,918
	人数	9	9	9	9
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0

種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
看護小規模 多機能型居宅 介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0

### (3) 施設サービス

種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護老人福祉 施設	給付費(千円)	259,986	269,679	282,678	425,072
	人数	80	83	87	132
介護老人保健 施設	給付費(千円)	125,312	132,504	140,552	183,441
	人数	34	36	38	51
介護医療院	給付費(千円)	40,793	46,125	50,163	69,458
	人数	9	10	11	15

### (4) 居宅介護支援

種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅介護支援	給付費(千円)	52,015	53,736	55,585	66,751
	人数	257	265	274	327

### (5) 介護予防サービス

種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問介護 訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	給付費(千円)	2,210	2,213	2,582	2,770
	回数	58.8	58.8	68.6	73.6
	人数	6	6	7	8
介護予防 訪問リハビリ テーション	給付費(千円)	274	549	549	823
	回数	9.5	19.0	19.0	28.5
	人数	1	2	2	3
介護予防 居宅療養型 管理指導	給付費(千円)	1,054	1,335	1,335	1,443
	人数	5	6	6	7
介護予防通所 リハビリテーション	給付費(千円)	6,772	7,300	7,300	9,110
	人数	15	16	16	19
介護予防 短期入所生活介護	給付費(千円)	942	944	0	0
	日数	9.9	9.9	0.0	0.0

種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防 短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	給付費(千円)	5,636	5,873	6,111	7,094
	人数	70	73	76	87
介護予防 福祉用具購入費	給付費(千円)	322	322	322	645
	人数	1	1	1	2
介護予防 住宅改修	給付費(千円)	1,431	1,431	1,431	4,293
	人数	1	1	1	3
介護予防 特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	1,951	1,953	1,953	1,259
	人数	2	2	2	1

(6) 地域密着型介護予防サービス

種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防 認知症対応型 通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0

(7) 介護予防支援

種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防支援	給付費(千円)	4,773	4,954	5,071	6,187
	人数	82	85	87	106

### 3. 第9期保険料の算定

#### (1) 標準給付費及び地域支援事業費見込みの算定

##### ①標準給付費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総給付費	1,045,623	1,110,905	1,177,129	1,572,700
介護予防給付費	25,365	26,874	26,654	32,193
介護給付費	1,020,258	1,084,031	1,150,475	1,540,507
特定入居者介護サービス費等給付費	21,430	22,577	23,256	26,481
高額介護サービス費等給付額	24,761	26,090	26,874	30,555
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,422	2,525	2,600	3,139
算定対象審査支払手数料	519	542	558	673
標準給付費見込額	1,094,755	1,162,639	1,230,417	1,633,548

## ②地域支援事業費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援 総合事業費	40,480	41,683	42,955	43,188
包括的支援事業・任意 事業	3,614	3,614	3,614	3,689
地域支援事業費	44,094	45,297	46,569	46,877

## ③第1号被保険者保険料の算定

単位：人

	第9期				令和22年度
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
第1号被保険者数	10,746	3,570	3,580	3,596	4,295
前期高齢者数 (65歳～74歳)	4,090	1,416	1,334	1,340	2,177
後期高齢者数 (75歳以上)	6,657	2,155	2,246	2,256	2,118
後期高齢者数 (75歳～84歳)	4,729	1,567	1,602	1,560	1,134
後期高齢者数 (85歳以上)	1,927	588	643	696	984
弾力化した場合の所得 段階別加入割合補正後 被保険者数(C)	11,347	3,766	3,786	3,794	4,362

④保険料必要収納額

単位：千円

	第9期				令和22年度
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
標準給付見込額 (A)	3,487,805	1,094,753	1,162,637	1,230,416	1,633,547
地域支援事業費 (B)	135,958	44,093	45,296	46,569	46,877
介護予防・日常生活支援総合事業費 (B①)	125,118	40,480	41,683	42,955	43,188
包括的支援事業・任意事業費	10,842	3,614	3,614	3,614	3,689
第1号被保険者負担分相当額 (D)	833,466	261,935	277,825	293,707	436,910
調整交付金相当額 (E)	180,647	56,762	60,216	63,669	83,836
調整交付金見込交付割合 (H)	—	0.38%	1.64%	2.34%	0.00%
後期高齢者加入割合補正係数 (F)	—	1.1209	1.0697	1.0397	1.1857
所得段階別加入割合補正係数 (G)	—	1.0712	1.0715	1.0731	1.0736
調整交付金見込額 (I)	53,862	4,314	19,751	29,797	0
財政安定化基金拠出金見込額 (J)	0	0	0	0	0
財政安定化基金償還金 (K)	0	0	0	0	0
準備基金取崩額 (L)	30,000	—	—	—	—
市町村特別給付費等 (M)	0	0	0	0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (N)	6,960	2,320	2,320	2,320	0
保険料収納必要額 (O)	923,290	—	—	—	—
予定保険料収納率見込 (P)	98.79	—	—	—	—

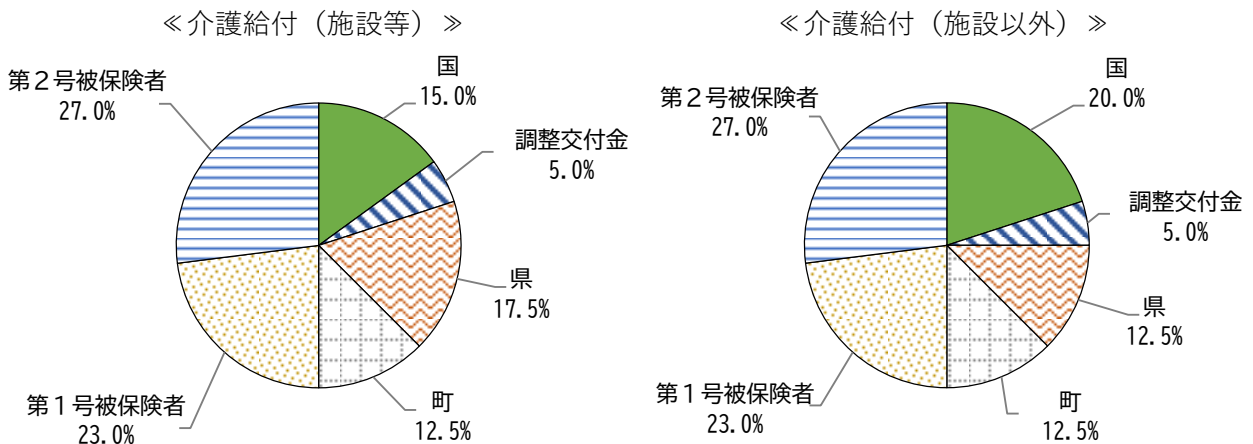


- 第1号被保険者負担分相当額(D) = (標準給付費見込額(A) + 地域支援事業費(B)) × 23%
- 調整交付金相当額(E) = (標準給付費見込額(A) + 介護予防・日常生活支援総合事業費(B①)) × 5%
- 調整交付金見込交付割合(H) = (23% + 5%) - (23% × 後期高齢者加入割合補正係数(F) × 所得段階別加入割合補正係数(G))
- 調整交付金見込額(I) = (標準給付費見込額(A) + 介護予防・日常生活支援総合事業費(B①)) × 調整交付金見込交付割合(H)
- 保険料収納必要額(O) = 第1号被保険者負担分相当額(D) + 調整交付金相当額(E) - 調整交付金見込額(I) - 財政安定化基金拠出金見込額(J) + 財政安定化基金償還金(K) - 介護給付費準備基金取崩額(L) - 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(N)

(2) 第1号被保険者の負担割合

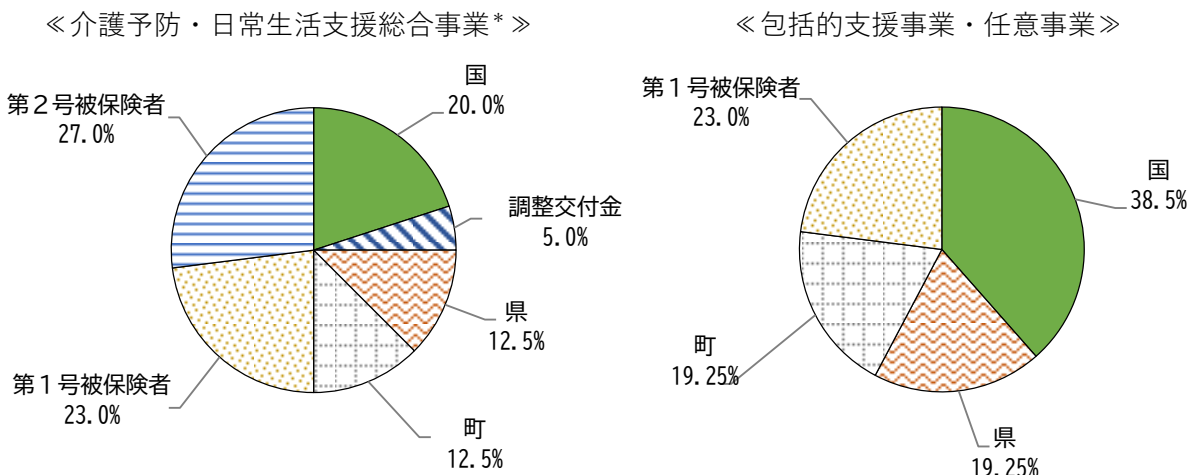
①標準給付費の負担割合

図表 23 標準給付費の負担割合



②地域支援事業費の負担割合

図表 24 地域支援事業費の負担割合



### (3) 介護保険料と保険料段階

過去9年間（平成27～令和5年）においては基金を活用することで保険料を増額することなく維持していましたが、給付費の増加や基金残高の減少などによりこれまでの保険料を維持することが困難であるため、第9期においては保険料の改定を行っています。

$$\text{保険料基準額（月額）} = \left( (O) \text{ 保険料収納必要額} \div (P) \text{ 予定保険料収納率見込} \right) \div (C) \text{ 弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数：3年間合計} \div 12 \text{ 月}$$

<b>第9期保険料基準額（月額）</b>	<b>6, 8 6 4 円</b>
----------------------	-------------------

単位：円

所得段階	所得などの条件	基準額に対する割合	年額
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ③世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.455 (×0.285)	37,477 (23,474)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	×0.685 (×0.485)	56,422 (39,948)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が120万円を超える方	×0.69 (×0.685)	56,833 (56,422)
第4段階	本人が町民税非課税（世帯の中に町民税課税者がいる人）で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.90	74,131
第5段階	本人が町民税非課税（世帯の中に町民税課税者がいる人）で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円を超える方	×1.00	82,368
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	×1.25	102,960
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	×1.35	111,196
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	×1.55	127,670
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上、420万円未満の方	×1.75	144,144
第10段階	本人が町民税課税で合計所得金額が420万円以上、520万円未満の方	×1.95	160,617
第11段階	本人が町民税課税で合計所得金額が520万円以上、620万円未満の方	×2.15	177,091
第12段階	本人が町民税課税で合計所得金額が620万円以上、720万円未満の方	×2.35	193,564
第13段階	本人が町民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	×2.45	201,801

## 第6章 計画の進行管理

---

### 1. 計画の推進と進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、年度ごとに計画の進捗状況及び成果を点検・評価し、本町における介護保険事業運営上の諸問題等の協議・解決策の検討を行い、本計画の実効性と介護保険事業の健全運営の維持を目指します。また、今後国が設定する評価指標項目については毎年度の実績を把握して評価を行います。

### 2. 庁内の連携

本計画に係る事業は、保健事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービス等の保健福祉関連分野だけでなく、まちづくり、生涯学習等の多岐にわたる施策が関連します。このため、関係各課が連携し、一体となって取組を進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

### 3. 地域住民、関連団体、事業者等との連携

各種ボランティア団体と連携し、高齢者が地域で活動しやすい環境づくりに取り組みます。また、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された社会福祉協議会や医師会、歯科医師会、薬剤師会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等の保健・医療・福祉・介護等に関わる各種団体等との連携を一層強化します。

さらに、介護サービスや町が委託するその他の高齢者福祉サービスの提供者として、重要な役割を担っている民間事業者との連携を図るとともに、サービスの質の向上や効率的なサービス提供、利用者のニーズ把握、苦情対応、情報提供等について、適切な対応が図られるよう体制の整備に努めます。

## 資料編

### 1. 豊山町高齢者保健福祉審議会条例

平成14年3月29日

条例第4号

(設置)

第1条 高齢者の保健及び福祉に関する施策を総合的、体系的に企画立案し、かつ、計画的な推進を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく町長の附属機関として豊山町高齢者保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町長から諮問を受けた高齢者の保健、福祉に関する計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項
- (2) 介護保険事業計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 高齢者の保健、福祉に関する計画の進捗状況の点検に関する事項
- (4) 高齢者福祉に関する事務事業の点検及び評価に関する事項
- (5) 高齢者福祉施設及び生きがい施設の管理運営に関する事項
- (6) 地域密着型サービスの指定に関する事。
- (7) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療及び保険関係団体の代表者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 福祉ボランティア団体の代表者
- (5) 一般公募により選出された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第8号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月16日条例第27号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 2. 豊山町高齢者保健福祉審議会委員名簿

	所属		氏名	
会長	豊山町老人クラブ連合会		江崎 弘	
会長代理	豊山町シルバー人材センター	令和5年 3月31日まで	寺町 逸視	
		令和5年 4月1日から	水野 典昌	
委員	日本福祉大学教授		小坂 啓史	
	歯科医師会	令和5年 3月31日まで	鈴木 泰男	
		令和5年 4月1日から	森 清人	
	豊山町民生委員協議会		小塚 奈緒美	
	豊山町赤十字奉仕団		岡島 薫	
	ボランティア代表	ふれあいいきいきサロン ボランティア	令和5年 3月31日まで	小泉 チエ子
		③とよやま	令和5年 4月1日から	中村 里美
	一般公募		佐野 知穂	

### 3. 諮問書

4豊保第1560号  
令和5年1月23日

豊山町高齢者保健福祉審議会  
会長 江崎 弘 様

豊山町長 鈴木 邦 尚

第10次豊山町高齢者福祉計画・第9次豊山町介護保険事業計画  
の策定について（諮問）

豊山町高齢者保健福祉審議会条例（平成14年豊山町条例第4号）第2条により、  
下記事項について、貴会議の意見を求めます。

記

- 1 第10次豊山町高齢者福祉計画・第9次豊山町介護保険事業計画の策定に  
ついて

### 4. 答申書

令和6年2月26日

豊山町長 鈴木 邦 尚 様

豊山町高齢者保健福祉審議会  
会長 江崎 弘

第10次豊山町高齢者福祉計画・第9次介護保険事業計画の策定について（答申）

貴職より、令和5年1月23日付け4豊福第1560号で諮問のありました第10  
次豊山町高齢者福祉計画・第9次介護保険事業計画の策定について、下記のとおり答  
申します。

記

第10次豊山町高齢者福祉計画・第9次介護保険事業計画については、妥当と認め  
る。

なお、計画の具体的施策については、点検・評価をされるとともに、必要な対策を  
講じて実現に向けて努力されたい。

## 5. 用語集

### 【ア行】

#### ◆ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

価値、人生の目標、将来の治療・療養に関する希望について、患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス。「人生会議」とも称される。

#### ◆尾張中部圏域

豊山町、北名古屋市、清須市を合わせた地域。

### 【カ行】

#### ◆介護給付・予防給付

平成12（2000）年に始まった介護保険制度で、要介護状態、要支援状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。要介護5段階、要支援2段階の給付区分があり、訪問介護、訪問入浴、訪問リハビリテーション、訪問看護などの居宅サービス、介護予防サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市区町村が行う地域密着型サービスなどが受けられます。

#### ◆介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者や要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者などがその心身の状況などに応じ適切なサービスを利用できるようにケアプランを作成し、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整などを行う専門職です。

介護支援専門員は居宅介護支援事業所に所属しています。

#### ◆介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき3年ごとに市町村が定める計画で、市町村における介護保険の給付対象となる高齢者数や給付対象サービスの事業量・事業費を示すとともに、介護保険事業を円滑に推進していくための施策を体系的に示すものです。

#### ◆介護予防

要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）ことです。

#### ◆介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

市町村の判断により、地域の実情に応じて、多様なマンパワーや社会資源の活用などを図りながら、要支援者・2次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守りの生活支援サービスなどを総合的に提供する事業です。

### ◆基本チェックリスト

地域包括支援センターや市町村窓口で生活の困りごと等の相談者(65歳以上)に対し、本人の状況を確認するツールとして活用しています。「事業対象者に該当する基準」に該当すると総合事業で必要なサービスを受けることができます。

### ◆協議体

生活支援コーディネーターの活動をサポートし、助け合い活動を共に創出・充実する住民主体の組織です。

### ◆居宅サービス

居宅サービスは在宅での介護を中心にしたサービスです。希望するサービスを組み合わせ利用することもできます。

### ◆ケアプラン

要支援、要介護に認定された高齢者が希望に添った介護サービスを利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のことです。

### ◆権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者等、判断能力が不十分だったり、意思や権利を主張することが難しい人たちの代わりに、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明することです。

### ◆後期高齢者

高齢者のうち、75歳以上の人のことです。

### ◆高齢者福祉計画

高齢者福祉計画（市町村老人福祉計画）は、老人福祉法に基づき策定する計画で、すべての高齢者を対象に、本町における高齢者福祉の基本的な計画で、介護保険事業計画と一体のものとして策定することとされています。

### 【サ行】

### ◆在宅サービス

介護が必要な高齢者が、いつも住んでいる居宅で介護を受ける場合に、提供されるサービスのことです。



**◆作業療法士**

「理学療法士及び作業療法士法」にもとづく国家資格で、OT（Occupational Therapist）と呼ばれることもあります。作業療法とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることとされており、作業療法士は厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示のもとに作業療法を行う専門職です。

**◆社会福祉協議会**

地域の福祉向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された民間福祉団体のことで、国・都道府県・市区町村単位に設置されています。NPO や他の社会福祉法人などの福祉団体と連携して国や自治体の福祉制度では対応できない地域の課題解決に取り組み、その連絡調整役を担います。

**◆自立支援**

介護等を受けながらも主体的、選択的に生きるための支援をすることです。介護保険制度では、要介護高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう保健医療や福祉のサービスの提供により支援します。

**◆シルバー人材センター**

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国や町からの指導・支援を受けて運営される営利を目的としない公益性・公共性の高い事業を行う公益法人です。

**◆生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）**

高齢者が住み慣れた地域で、その方らしく生き生きと暮らせるよう、高齢者の介護予防や社会参加、生きがいつくりなどの活動を支援する者です。主に、関係者・支援者が協力し合えるネットワークの構築や、利用者のニーズとサービスのマッチング、地域ニーズと資源の把握、生活支援の担い手の養成やサービスの開発などの役割があります。

**◆成年後見制度**

認知症などによって、物事を判断する能力が十分ではない方について、その方の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで、高額な売買契約、賃貸契約の締結、遺産の相続、福祉サービスの利用契約締結など、法律行為全般について成年後見人の援助を受けることにより、本人を保護する制度です。

**◆前期高齢者**

高齢者のうち、65歳以上75歳未満の人のことです。

## 【夕行】

### ◆第1号被保険者

市区町村に居住する 65 歳以上の人です。

### ◆第2号被保険者

市区町村に居住する 40 歳以上 65 歳未満の人で、医療保険に加入している人です。

### ◆団塊の世代

昭和 22 年から昭和 24 年（1947 年～1949 年）に生まれた世代（第 1 次ベビーブーム）のことです。

### ◆地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。

### ◆地域ケア会議

地域ケア会議は地域包括支援センターや市町村が開催する会議で、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールです。

地域の課題から地域づくりや資源開発につなげていく場が地域ケア会議です。

### ◆地域支援事業

被保険者が要介護状態及び要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業で、市町村が行います。

### ◆地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制です。

### ◆地域包括支援センター

地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、平成 17（2005）年の介護保険法改正で制定されました。センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたります。市町村事業である地域支援事業を行う機関で、介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能します。

### ◆地域密着型サービス

認知症やひとり暮らしの高齢者が住みなれた地域で暮らしながら、介護を受けることのできるサービスで、市区町村が事業者の指定・監督し、原則として、その市町村の被保険者のみが利用できる介護サービスです。このサービスには、①「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、②「地域密着型通所介護」、③「夜間対応型訪問介護」、④「認知症対応型通所介護」、⑤「小規模多機能型居宅介護」、⑥「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、⑦「地域密着型特定施設入居者生活介護」、⑧「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護」、⑨「看護小規模多機能型居宅介護」の9種類があります。

### ◆調整済み認定率

認定率の大小に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率です。他市町村と認定率を比較する際に用いられます。

## 【ナ行】

### ◆日常生活圏域

市町村介護保険事業計画において、市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めた範囲です。

### ◆認知症

いろいろな原因で脳の働きが悪くなって記憶力や判断力などが低下し、様々な障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態を指します。

### ◆認知症サポーター

地域や職域・学校などで認知症の基礎知識について、またサポーターとして何ができるかなどについて学ぶ養成講座を受けた人のことです。

### ◆認知症初期集中支援チーム

40歳以上の在宅で生活している認知症の初期の段階(病気の初期、関わりの初期)で医療や介護の関わりがなかった人を対象とし、6か月を目安に集中的に支援し、医療や介護につなげていくチームのことです。チーム員には医師、保健師・看護師・介護福祉士・社会福祉士等の医療保険福祉に関する専門職の3名以上で編成されます。

### ◆認知症施策推進大綱

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として推進する施策です。

## 【ハ行】

### ◆フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体機能や認知機能の低下が見られる状態です。フレイルを日本語に訳すと「虚弱」や「老衰」、「脆弱」などとなります。

## 【マ行】

### ◆看取り・ターミナルケア

看取りとは、「病人のそばにいて世話をする」、「死期まで見守る」、「看病する」という、患者を介護する行為そのものを表す言葉でした。最近では人生の最期（臨死期＝ターミナル期）における看取りを持って、単に「看取り」と言い表すことが多いです。

### ◆民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

## 【ヤ行】

### ◆要介護認定、要支援認定

介護給付、予防給付を受けようとする被保険者が、給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定です。保険者である市町村が、全国一律の客観的基準（要介護認定基準）に基づいて行います。認定の手順は、被保険者からの申請を受けた市町村が被保険者に対し認定調査を行うと同時に、被保険者の主治医に意見書を求め、これらの調査結果などを認定審査会に通知し、要介護状態、要支援状態への該当、要介護、要支援状態の区分などについて審査・判定を行います。

### ◆ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、高齢や障がいのある家族の介護や世話をしている18歳未満の子どもです。

## 【ラ行】

### ◆理学療法士

「理学療法士及び作業療法士法」にもとづく国家資格で、P T（Physical Therapist）と呼ばれることもあります。理学療法とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることとされており、理学療法士は厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示のもとに理学療法を行う専門職です。

第 10 次豊山町高齢者福祉計画  
第 9 次豊山町介護保険事業計画  
(令和 6 年度～令和 8 年度)

令和 6 年 3 月

---

発 行 豊山町 生活福祉部 保険課  
〒480-0292 愛知県豊山町大字豊場字新栄 260 番地  
TEL 0568-28-0100  
FAX 0568-28-2870

---